

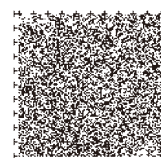
第2期別府市地域福祉計画・ 第3次別府市地域福祉活動計画

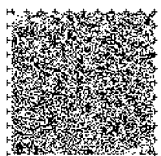
令和5年度～令和9年度
(2023) (2027)



令和5年3月

別府市・別府市社会福祉協議会





はじめに



別府市では、平成30年3月に令和4年度までを計画期間とする「別府市地域福祉計画(第1期)」を策定し、市民一人ひとりが住み慣れた地域で、お互いを支え合い、誰もが安心して暮らし続けることができる地域福祉社会を目指してまいりました。

しかしながら、少子高齢化に伴う人口減少や核家族化が進み、地域社会を取り巻く状況が日々変化していく中で、地域が抱える問題やニーズは多様化・複雑化しており、既存の取組では対応の難しいケースも増えてきています。

このような状況を踏まえ、現在の計画期間の終了に当たり、「第2期別府市地域福祉計画・第3次別府市地域福祉活動計画」を別府市社会福祉協議会と一体となって策定しました。

前計画の基本理念を踏襲し、「自分らしく過ごせるぬくもりと支え合いのまち 別府」を掲げ、福祉分野及びそれに関連する各計画等との一体的な連携を図るとともに、地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制の充実や地域を支える人材育成など、地域の強化を目指した計画としております。

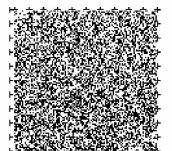
さらなる地域福祉の充実に向けて、市民、地域、福祉関係団体などの皆様との協働を一層推進しながら、誰もが住み慣れた地域において、生きがいを持ち、お互いが支え合い助け合うことにより、その人らしい生活を安心して送ることができる地域づくりを目指してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました「別府市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」の皆様をはじめ、各種調査にご協力いただいた市民の皆様、関係機関や団体の皆さまに深く感謝し、心からお礼申し上げます。

令和5年3月

別府市長・別府市社会福祉協議会会長

長野 恭紘



はじめに

このたび、令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする『第2期別府市地域福祉計画・第3次別府市地域福祉活動計画』を策定するに至りました。

これまで、別府市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会では、「自分らしく過ごせるぬくもりと支え合いのまち 別府」を基本理念とし、計画を推進して参りました。現代社会においては、周知の通り世界に類を見ないスピードで少子・高齢化が進むとともに、人口減少社会が到来したことから、家族人員の減少や地域がこれまで担ってきた支え合いの仕組みが大きく変容しています。また、社会変容によって、「8050問題」や「ヤングケアラー」、「生活困窮者問題」など、社会的孤立・孤独に置かれた人々が、地域で顕在化するようになっていきます。これら社会変容が顕在化した要因は、人々の価値観やライフスタイルなどが多様化したことに加え、地域住民の間で支え合う機会や場を喪失したことが、大きいと思われまます。

こうしたことから、本計画では新たな時代に対応できるよう、これまでの計画策定に掛かる課題や成果をもとに、社会変容に適した新たな地域づくりを検討して参りました。新たに策定された第2期別府市地域福祉計画・第3次別府市地域福祉活動計画を实践するにあたり、これまで以上に、地域の主体的な活動に加え、連携・協働が図られなければならないでしょう。そして、さまざまな人たちが役割をもち、活躍できる機会や場の創出が目指されなければならないと思います。

このように本計画の実施にあたっては、別府市民の皆さま、関係機関・団体、ならびに、福祉施設や企業の皆さまとともに、これまでの取組をさらに充実し、発展させることが不可欠です。より一層のご理解と、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

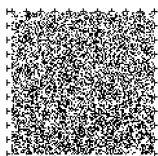
最後に、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました別府市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会委員の皆さまをはじめ、パブリックコメント等を通じて、貴重なご意見をいただきました多くの皆さまに厚くお礼を申し上げます。



令和5年3月

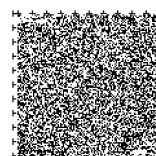
別府市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会委員長

大分大学福祉健康科学部准教授 三好 禎之

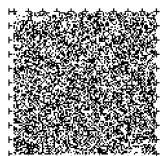


目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の位置付け	3
3. 社会福祉協議会について	5
4. 計画の期間	6
5. 計画の策定体制と市民参画	6
第2章 統計からみる別府市の現状	8
1. 少子高齢化の進行	8
2. 地区別高齢者人口及び高齢化率	11
3. 要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移	12
4. 自然動態	14
5. 障がい者の状況	15
第3章 計画の基本理念と基本目標	16
1. 計画の基本理念と基本目標	16
2. 計画の体系	17
3. 本計画とSDGsの関連	18
第4章 施策の展開	20
基本目標1 誰もが必要な相談・支援が受けれる体制づくり	22
基本目標2 助け合い・支え合いの地域づくり	33
基本目標3 安全・安心に暮らせる地域づくり	46
第5章 再犯防止推進計画	56
1. 計画策定の経緯	56
2. 計画策定の趣旨	56
3. 現状と課題及び今後の取組	57



第6章 別府市成年後見制度利用促進基本計画（概要版）	66
1. 成年後見制度利用促進計画の必要な背景	66
2. 現状と課題	67
3. 基本理念と基本目標	70
4. 今後の取り組み	71
第7章 計画の推進に向けて	75
1. 関係機関等との連携・協働	75
2. 計画の進捗管理	75
第8章 福祉関係団体アンケート調査結果	76
1. 福祉関係団体アンケート調査の概要	76
2. 調査結果の概要	77
資料編	80
1. 別府市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会設置要綱	80
2. 「別府市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定」庁内会議設置要領	82
3. 別府市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会委員名簿	84
4. 会議等開催記録	85
5. 用語解説	86



第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の人口は今後も一貫して減少する見込みです。また、人口に占める高齢者の割合(高齢化率)が今後も高くなるとともに、核家族化の進展が相まって世帯数が急激に減少することが見込まれています。高齢者世帯、共働き世帯が増加することにより、子育てや介護の支援がこれまで以上に必要となる一方、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、家族及び地域の支援力が低下すること、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱える事例が今後も増えていくことが考えられます。

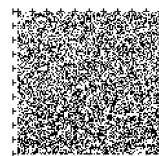
また、新型コロナウイルスの影響が長期化し、いわゆる「新しい生活様式」が定着しつつあることも、隣人のちょっとした異変に気付いたり、困りごと、心配ごとをいち早く察知したりすることがますます困難な状況を加速しています。

このような変化の激しい社会情勢の中で、国の方針として、「地域共生社会」の実現が推進されています。「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

本市では、平成30年3月に策定した「別府市地域福祉計画」、「第2次別府市地域福祉活動計画」において、「自分らしく過ごせるぬくもりと支え合いのまち 別府」を基本理念に計画を推進してきましたが、現行計画策定以降に生じた様々な社会変化を踏まえて計画を見直すこととしました。

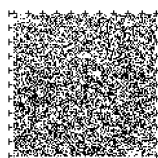
○「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、地域で暮らす人々が、障がいの有無や年齢などに関係なく、お互いに助け合い、支え合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取組のことです。



○地域福祉に関する法律等の近年の動向

年	国の動き
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活困窮者自立支援法」施行 (生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等を行う)
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> ・「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 (「地域共生社会」の実現を提唱) ・「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 ・「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」設置
平成29年	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」公布 ・「社会福祉法」改正 (「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念の規定、市町村による包括的な支援体制づくり、地域福祉計画の充実について提示)
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正社会福祉法」施行 (高齢者や障がい者、児童等の福祉の各分野における共通の事項を横断的に記載する「上位計画」として位置付けられる) (これまで任意とされていた市町村地域福祉計画の策定が努力義務となった)
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」設置
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布 ・「社会福祉法」改正 (重層的支援体制整備事業の創設等について規定)



2. 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の位置付け

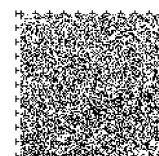
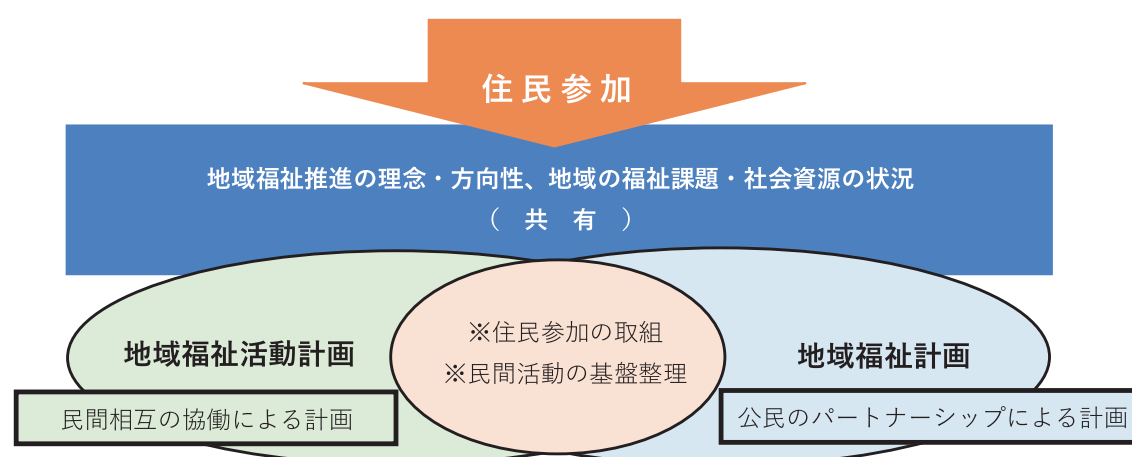
「地域福祉計画」は、「第4次別府市総合計画(令和2年度～令和9年度)」を上位計画とする、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。市民と行政、福祉事業者等が一体となって地域の福祉を向上させるための計画です。なお、「地域福祉計画」は、本市における各福祉分野における上位計画として位置づけられます。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。計画の策定・実行に当たっては、地域福祉計画と同様に、住民参加と活動団体相互の協働が重視されているため、地域福祉計画の策定に当たっては、地域福祉活動計画とその内容を一部共有するなど、相互に連携を図ることが必要です。

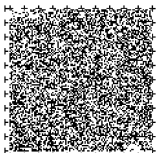
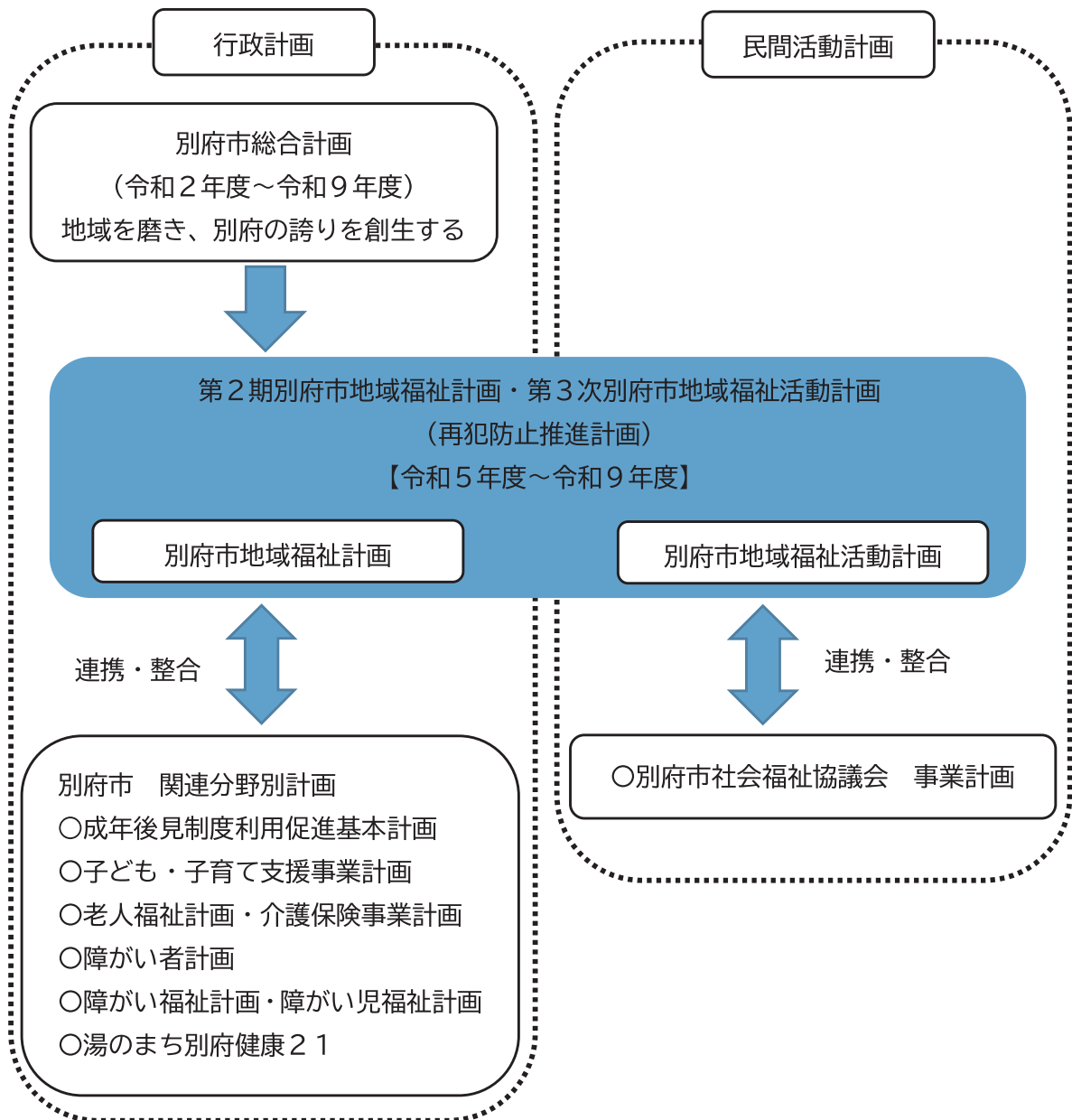
なお、社会福祉協議会は、地域住民やボランティア、保健・医療・福祉等の関係者、行政機関の参加、協力を得ながら日々活動しており、民間としての「自主性」と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せ持った非営利団体です。

それぞれの計画は、住民をはじめとする地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の参加と協力を得ながら取組を展開するという共通の目的を持つものです。「第2期別府市地域福祉計画・第3次別府市地域福祉活動計画」においては、両計画の整合性を保ちながら、一体的に策定しました。

また、本計画には再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」を内包しています。



【計画の位置づけ】



3. 社会福祉協議会について

(1) 社会福祉協議会のあらまし

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年(1951年)に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき、設置されています。

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなっています。

たとえば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

(2) 社会福祉協議会の構成

社会福祉協議会は、「全国社会福祉協議会」「都道府県社会福祉協議会」「市町村社会福祉協議会」に3分類されます。

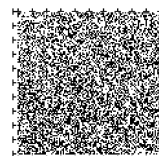
最も身近な地域で活動しているのが「市町村社会福祉協議会」です。

(3) 地区社協(地区社会福祉協議会)とは

地域の問題を解決しようとしても、公的なサービスだけではすべて解決することはできない時代であるとともに、一人ではできることも限られてきます。

そのため、地域の住民同士が、自分たちが住んでいる地域の生活・福祉課題や困りごとを自分たち自身の問題と受け止め、関係機関や専門機関等と連携・協働しながら解決に向けて協議し、「誰もが安心して共に暮らせる福祉のまちづくり」をめざす地元住民主体の活動組織団体です。

【別府市社会福祉協議会(別府市社会福社会館内)】



4. 計画の期間

本計画の期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とします。なお、社会情勢や市民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。


	平成30年度 ～令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
別府市 地域福祉計画	第1期計画	第2期計画				
別府市 地域福祉活動計画	第2次計画	第3次計画				

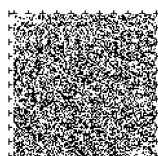
5. 計画の策定体制と市民参画

(1) 市民意識調査

本計画の策定に先立ち、市民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するために、「別府市の地域福祉に関する意識調査」を実施しました。

[意識調査の実施概要]

調査対象	市内在住の満20歳以上の市民3,000人(無作為抽出)
調査方法	郵送による配付・回収
調査期間	令和3年11月11日～令和3年11月29日
調査結果	<p>調査結果は、別府市ホームページで閲覧できます。 「別府市役所ホームページ」→「市政」→「各種計画」→ 「別府市の地域福祉に関する意識調査」</p> <p>※QRコードからホームページへ</p> 



(2) 福祉関係団体アンケート調査

地域福祉の推進に関連し、福祉関係団体の活動状況及び活動する上での課題と今後必要な取組等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

アンケートの調査結果は、76ページに掲載しています。

(3) 地域住民ワークショップ

地域住民主体のまちづくりや住民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的として、地域別のワークショップを開催しました。

【地域住民ワークショップの様子】

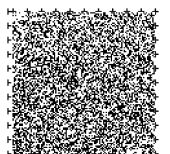


(4) 別府市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会

本計画を策定するにあたり、専門的な見地から意見を聴取するために、「別府市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、審議を行いました。

(5) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、市民の意見を広く聴取するため、令和5年1月20日～令和5年1月31日までパブリックコメントを実施しました。



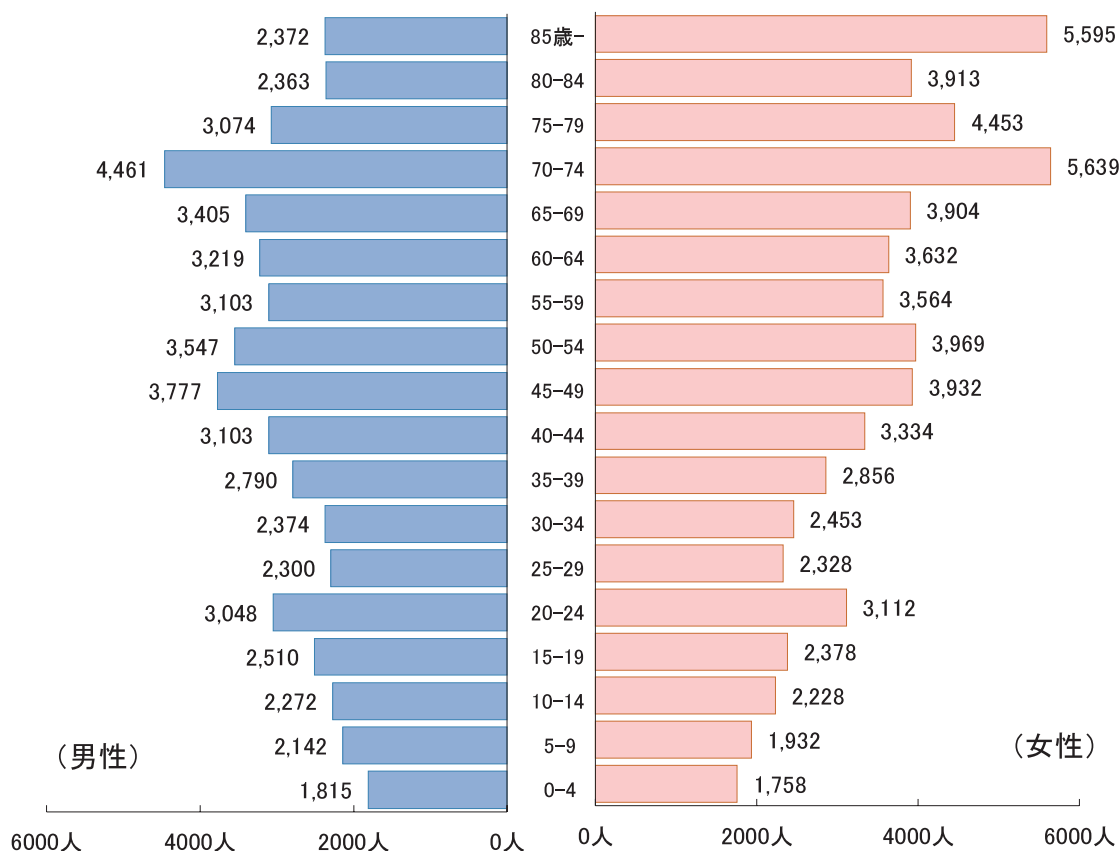
第2章 統計からみる別府市の現状

1. 少子高齢化の進行

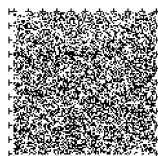
本市の総人口は令和4年4月1日現在で112,655人であり、年々減少傾向にあります。そのうち65歳以上の高齢者が39,179人、高齢化率は34.8%となっています。

現在、最も人口が多い年齢階層は男女ともに70歳～74歳であり、男性4,461人、女性5,639人となっています。5年以内に現在70歳～74歳高齢者が随時75歳以上となるため、急激な後期高齢者の増加が見込まれます(図表 1)。

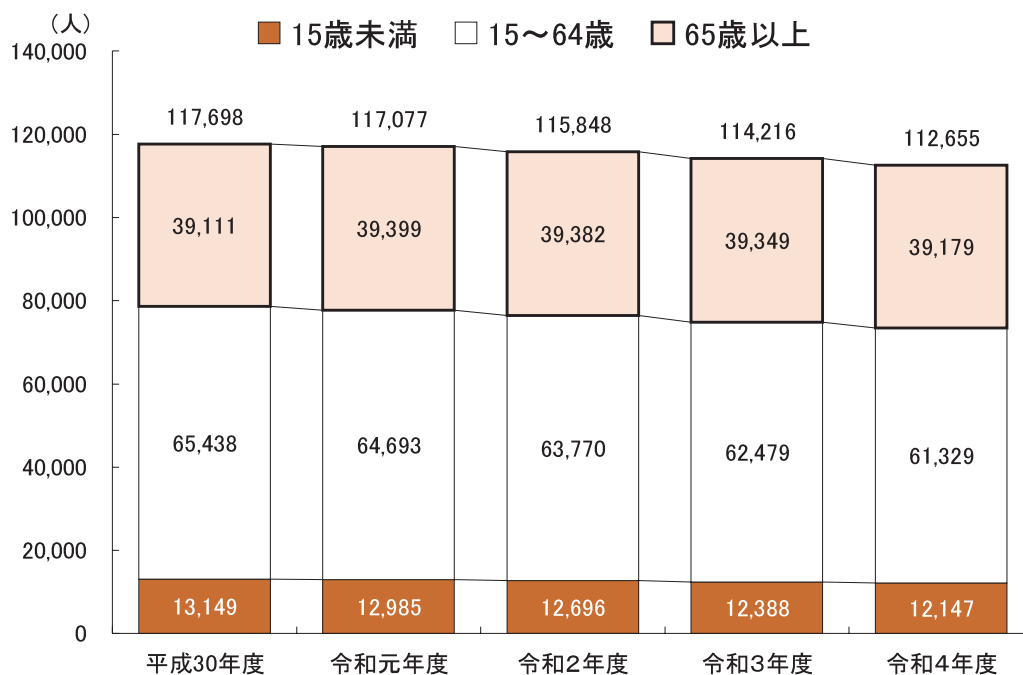
図表 1 人口ピラミッド



資料:住民基本台帳(令和4年4月1日現在)

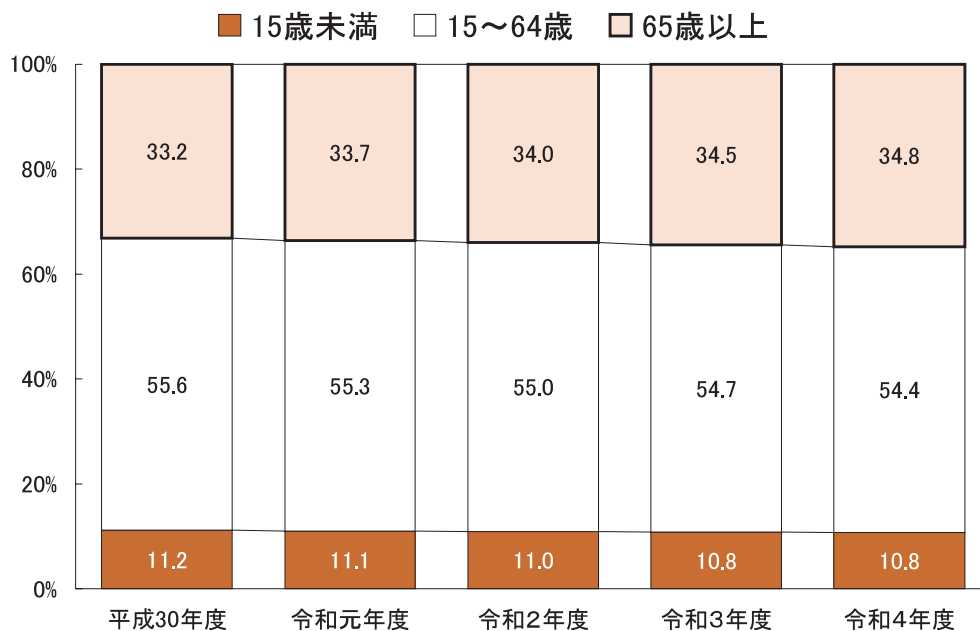


図表 2 年齢3区分の人口推移

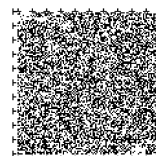


資料:住民基本台帳(各年度末・令和4年4月1日現在)

図表 3 年齢3区分の人口割合の推移



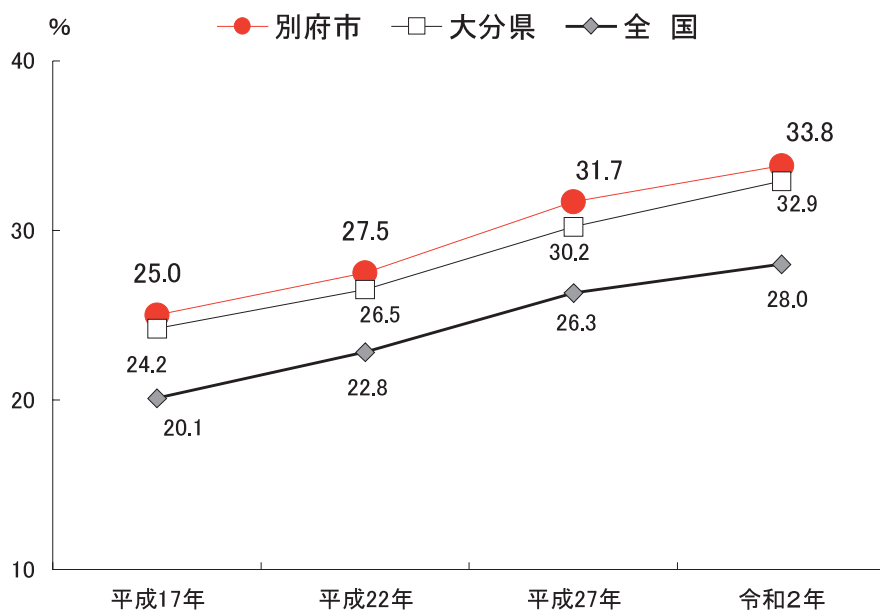
資料:住民基本台帳(各年度末・令和4年4月1日現在)



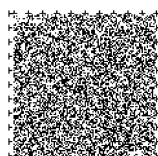
本市の高齢化率を県、国と比較すると、県、国の平均値を上回って推移していることが分かります(図表 4)。

令和4年4月1日現在で本市の高齢化率は34.8%となっており、高齢化率についても一貫して上昇傾向にあります。

図表 4 高齢化率の推移



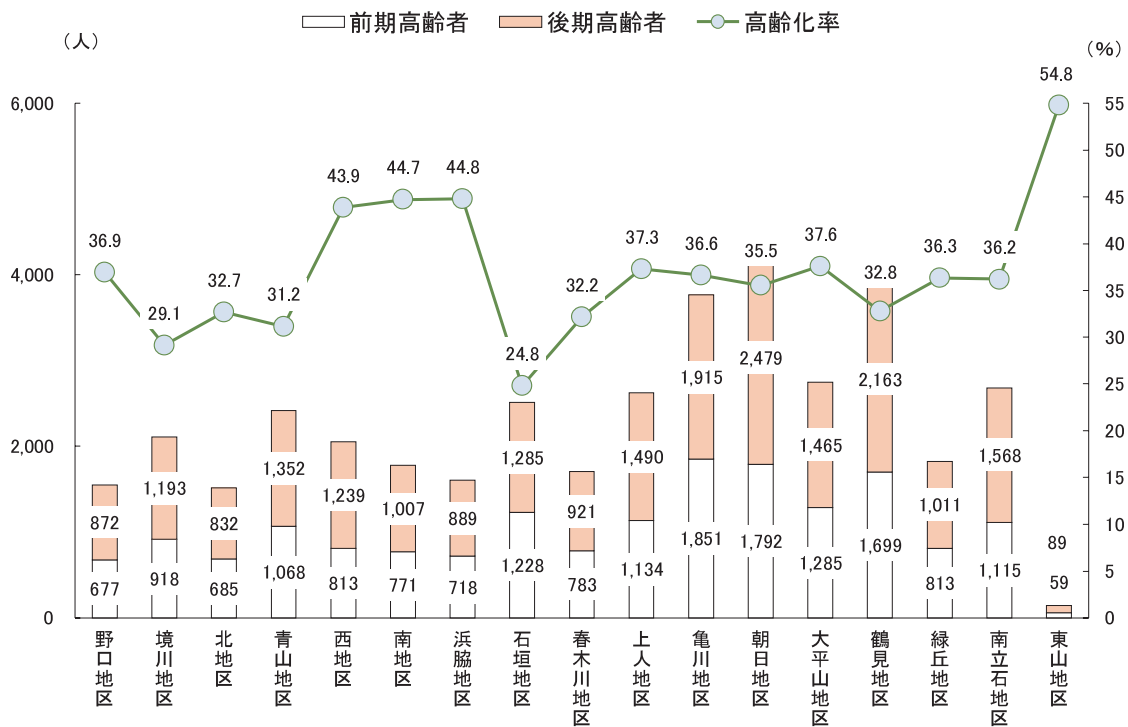
資料:国勢調査



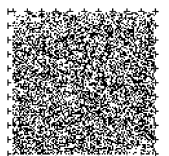
2. 地区別高齢者人口及び高齢化率

地区別に高齢者の状況を見ると、各地区で高齢者数や高齢化率に違いがあることがわかります。西地区、南地区、浜脇地区、東山地区は比較的に高齢化率が高くなっており、40%を超えています。一方で、石垣地区は高齢化率が比較的低く、24.8%となっています(図表 5)。

図表 5 地区別人口及び高齢化率



資料:住民基本台帳(令和4年4月1日現在)



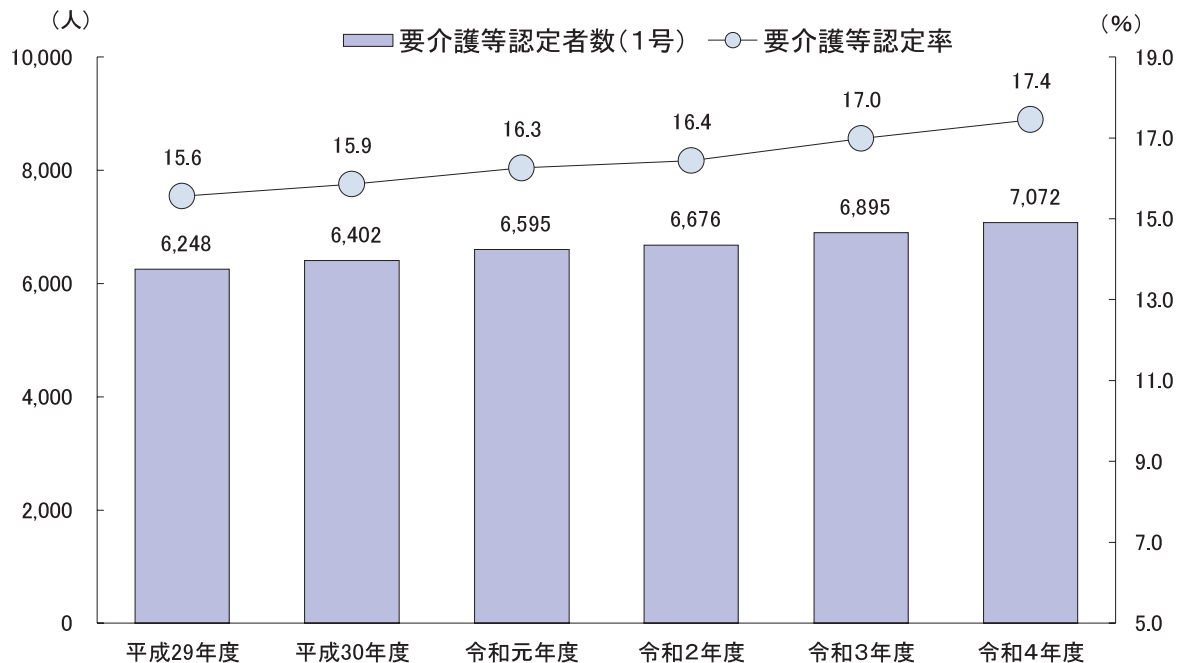
3. 要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移

本市における65歳以上の要介護等認定者数及び要介護等認定率(第1号被保険者数に対する要介護等認定者数の割合)の推移は図表 6 に示すとおりですが、年々増加傾向にあります。

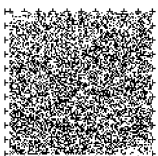
令和4年度の要介護度別認定者数をみると、要介護3～5の重度者の割合は39.0%となっており、軽度者(61.0%)の割合が高いことが分かります(図表 7)。

本市の人口構成を見ると今後5年以内に後期高齢者の増加が見込まれます。要介護者や家族介護者への支援やサービスの提供のほか、介護予防の取り組み、地域社会全体での支え合いの仕組みを作ることで、介護者の負担軽減を図ることも必要です。

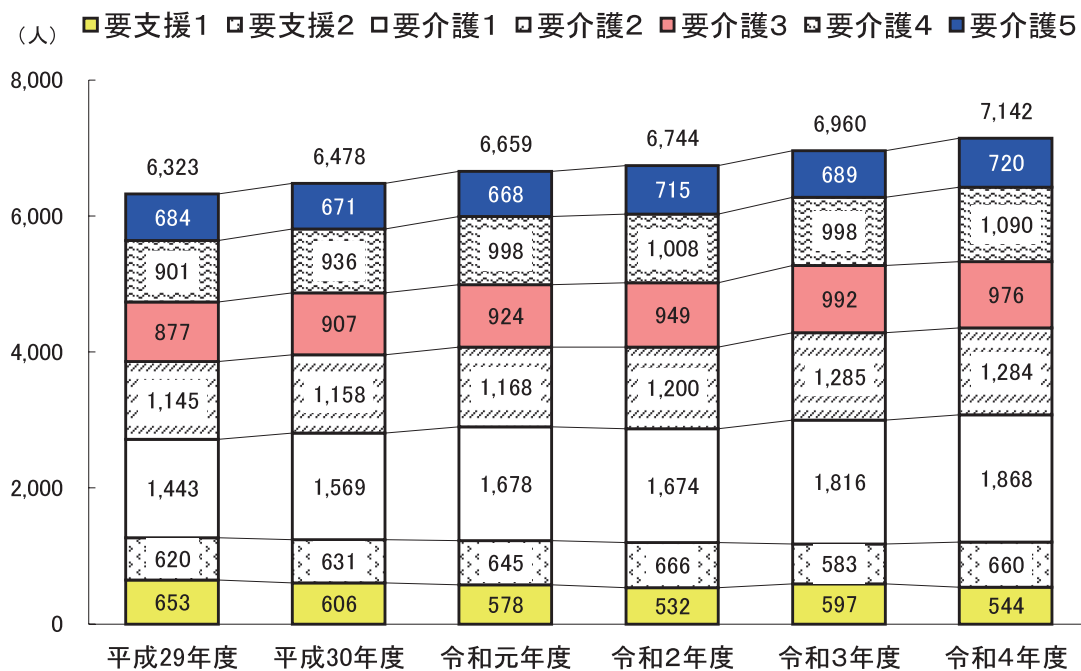
図表 6 要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移



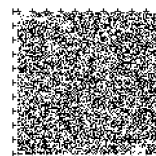
資料:介護保険課(各年度末・令和4年4月1日現在)



図表 7 要介護度別認定者数の推移



資料:介護保険課(各年度末・令和4年4月1日現在)



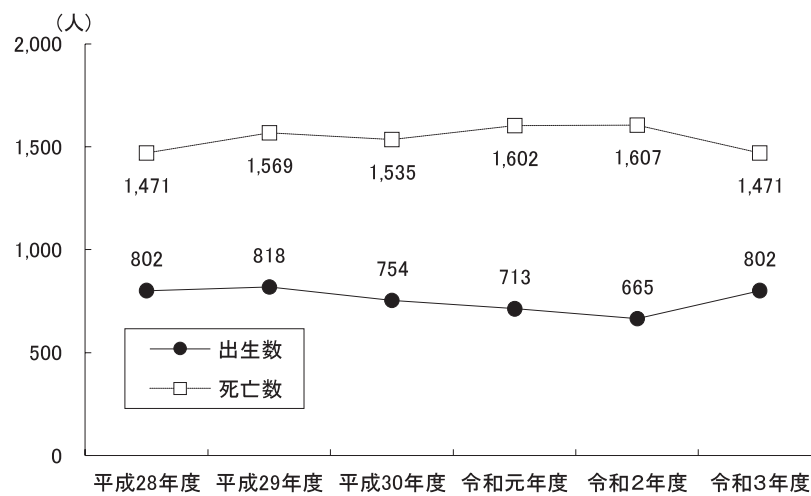
4. 自然動態

本市の出生数は、平成30年度以降年々減少傾向にありましたが、令和3年度では増加し802人となっています。

死亡数に関しては、年度により多少違いはありますが、ほぼ横ばいで推移しています(図表 8)。

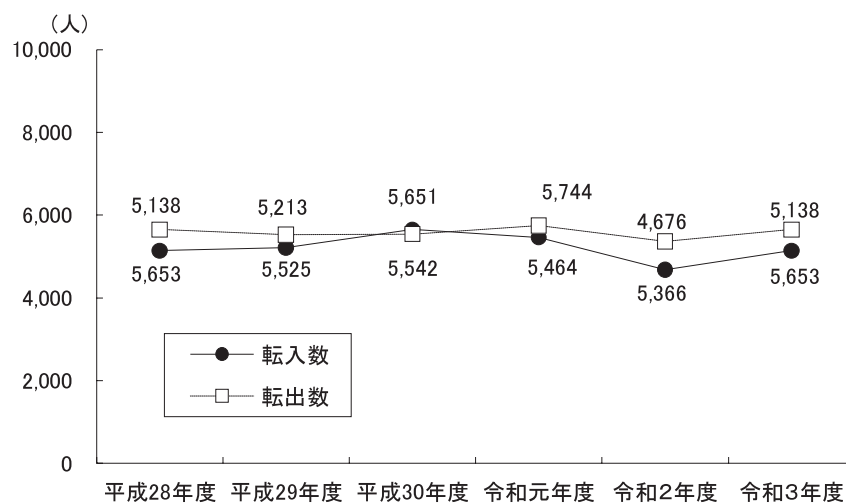
転入と転出に関しては、平成30年度は転入数が転出数を上回っておりますが、令和2年度以降は転出数の方が高く推移しています(図表 9)。

図表 8 出生数及び死亡数の推移

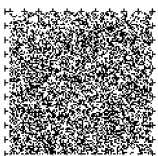


資料:住民基本台帳(各年度末現在)

図表 9 転入数及び転出数の推移



資料:住民基本台帳(各年度末現在)

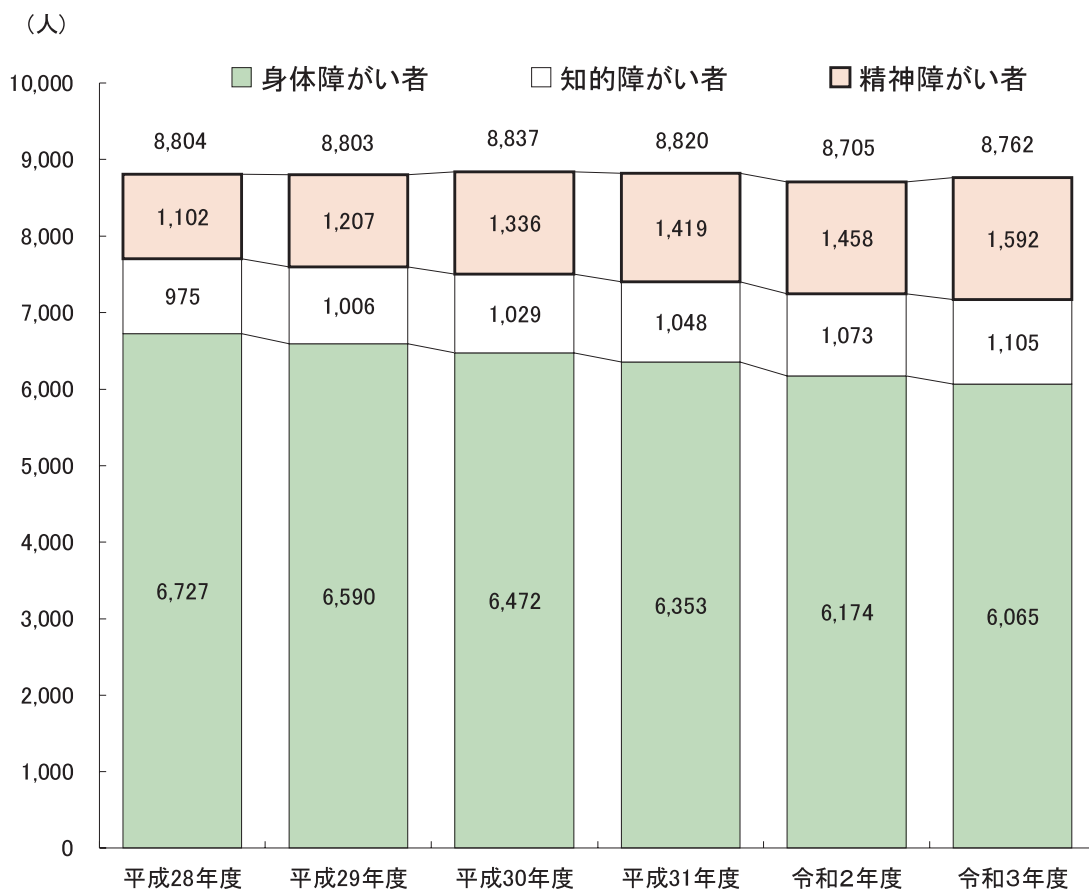


5. 障がい者の状況

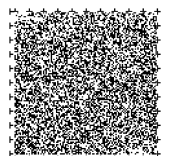
本市の身体障がい者数は、年々減少傾向にあります。一方、知的障がい者数と精神障がい者数は、緩やかですが一貫して増加傾向にあります(図表 10)。

今後も、それぞれの障がいに合った適切な支援を行っていきけるように、各種サービスや支援の充実が求められています。

図表 10 障害者手帳所持者数の推移



資料:障害福祉課(各年度末現在)



第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念と基本目標

本市では、「自分らしく過ごせるぬくもりと支え合いのまち 別府」を基本理念に掲げ、地域住民一人ひとりが地域の生活課題に主体的にかかわり、サービスの担い手としても参画していくことや、市民一人ひとりの個性を認め合い、地域で支え合うこと等を推進していくことで、自分らしく過ごせるまちの実現を目指してきました。

第2期計画においても、第1期計画の基本理念を踏襲し、「自分らしく過ごせるぬくもりと支え合いのまち 別府」を基本理念に掲げ、この基本理念を実現するために、3つの基本目標を設定しました。

また、今回の第2期別府市地域福祉計画は第3次別府市地域福祉活動計画と一体的に策定をすることから、それぞれの基本目標達成のための施策を新たに設定し、各項目で地域住民、行政、社会福祉協議会が取り組むことを明確にし、別府市全体で基本理念の実現を目指していきます。

[基本理念]

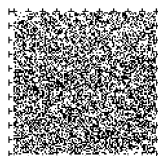
自分らしく過ごせるぬくもりと支え合いのまち 別府

[基本目標]

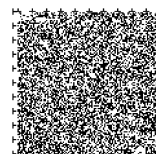
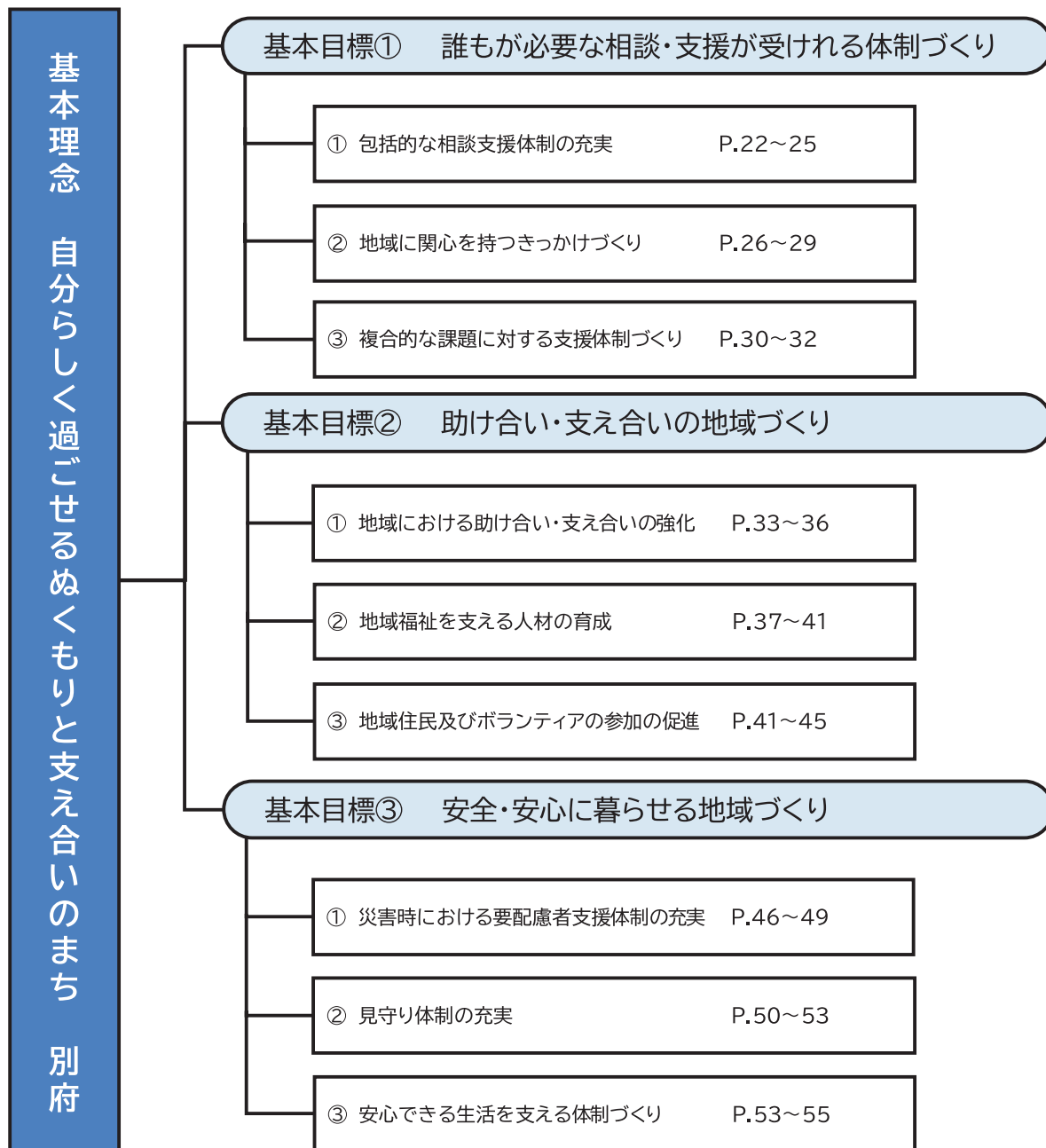
基本目標① 誰もが必要な相談・支援が受けれる体制づくり

基本目標② 助け合い・支え合いの地域づくり

基本目標③ 安全・安心に暮らせる地域づくり



2. 計画の体系



3. 本計画とSDGsの関連

SDGsは、Sustainable Development Goalsの略で、平成27年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする17のゴール(目標)と169のターゲット(目標のために実現させること、取組)、232の指標から構成されるものです。

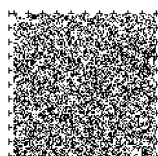
「第4次別府市総合計画」では、SDGsの視点は総合計画全体に関わることを前提として、持続可能なまちづくりに向けて計画に記載の施策・事業を進めています。

本計画においても、各基本目標に関連するSDGsのアイコンを明示することで、計画の内容がSDGsのどの分野に該当するのかが分かりやすくなるよう配慮しました。

【SDGsの17のゴール】



資料：国際連合広報センター

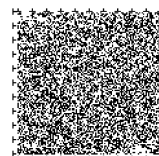


【本計画に関連するSDGsのゴールと自治体行政の関係】

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>貧困</p>	<p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>健康と福祉</p>	<p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>教育</p>	<p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダー</p>	<p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>経済成長と雇用</p>	<p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>不平等</p>	<p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>まちづくり</p>	<p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動</p>	<p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>平和と公正</p>	<p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>実施手段</p>	<p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

資料：一般財団法人建築・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs

(持続可能な開発目標)－導入のためのガイドライン－」



第4章 施策の展開

◆基本目標の見方



基本目標1 誰もが必要な相談・支援が受けれる体制づくり




(1) 包括的な相談支援体制の充実

【現状と課題】

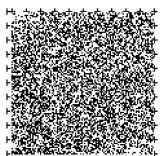
調査結果を見ると、悩みや不安の相談先は「家族・親族」、「知人・友人」といった身近な人が多く、続いて「職場の同僚」や「近所の人」など専門機関以外への相談も多くなっています(図表 11)。このような身近な相談を、必要に応じて専門機関へつなげるためには、相談窓口の周知なども重要な取り組みです。

支援が必要な人に対して、早期に支援を行い、問題が重症化する前に解決策を模索していくことが、地域での孤独化や排除を防ぐことにつながります。民生委員・児童委員やボランティア、NPO団体等、地域において福祉活動に関わっている人への相談だけでなく、近隣住民による安否確認や身近なサロン活動での交流といった地域住民の相互の情報交換からも、それぞれ適切な相談窓口につながるような地域のネットワークづくりが必要になっています。

調査結果等を基に各基本目標に連なる施策ごとの現状と課題を掲載しています。

 市民の声	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが行政や地域の人たちと気軽に報告、連絡、相談できるような仕組みを分かりやすく明示してほしい。 ・何とかはじめての相談場所は1カ所にして、その後窓口に行くようにしてほしい。
 団体アンケート調査より	<ul style="list-style-type: none"> ・困りごとに対して情報を市の高齢者福祉課や地域包括センター等につなぎ、対応を相談する。
 ワークショップでの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の集まれる場所が無く、公民館も古く2階まで上がることが出来ない。 ・相談の出来る場所が無く、行政に相談しても先に進まない。

アンケート調査の自由回答や関係団体ヒアリング、ワークショップなどの生の意見を掲載しています。



地域住民・団体が取り組むこと

- ◆ 生活する上で困ったことがあれば、一人で抱え込まないで、事態が重大化する前に、身近な行政、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の相談窓口へ相談しましょう。
- ◆ 広報紙やパンフレット等に目を通し、福祉サービスに関する情報を収集し、制度理解を深めましょう。

行政が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容	担当課
行政-1	相談に関する包括的な機能及び対応の充実	庁内各課及び関連施設等と連携し、市民からの相談に対応できる相談体制を構築するとともに、相談に応じる職員の資質の向上や関係機関・団体等との連携を強化するなど、相談に関する機能及び対応の充実を図ります。	健康推進課 介護保険課 高齢者福祉課 障害福祉課 子育て支援課 こども家庭課※

※「こども家庭課」は機構改革により令和5年4月から新設される課です。以下、同じ。

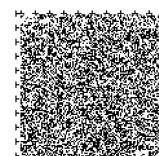
市民の皆さんや関係団体が基本目標達成のためにこれから取り組んでいきたいことを施策ごとに掲載しています。

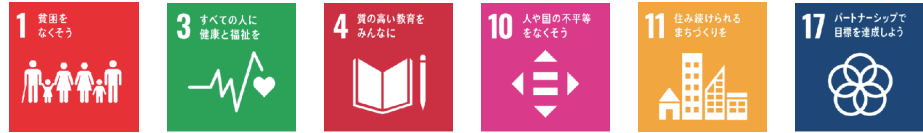
行政が今後行う取り組みについて各取り組みの担当課とともに記載しています。

社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
社協-1	相談に関する包括的な機能及び対応の充実	身近に相談できる拠点の創設をめざし、地域団体や各相談機関など社会資源と協働することで、誰もが相談しやすい環境の基盤整備に努めます。また、地域福祉活動団体との平時からの連携により、相談連結機能が発揮されるよう努めます。
社協-2		包括的な相談支援体制の構築にあたっては、相談を受けた職員がニーズを的確に把握し、適切なサービスをコーディネートする力が必要です。各相談支援機関等が相互に研修を実施するなど、分野の横断的な知識やアセスメント、調整における能力を身に付けるための取り組みを実施します。
社協-3		医療にも介護にもつながっていない認知症の人の早期発見や家族の訴え等に基づき、認知症と疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い支援します。

社会福祉協議会が今後行う取り組みについて記載しています。
 地域福祉をすすめる上で地域福祉計画と地域福祉活動計画は基本理念を共有し、連携していくことが重要であるという考えから本計画から両計画を一体的に策定しています。
 社会福祉協議会が行う様々な取り組みを記載するこの部分が地域福祉活動計画にあたります。





基本目標 1 誰もがが必要な相談・支援が受けれる体制づくり

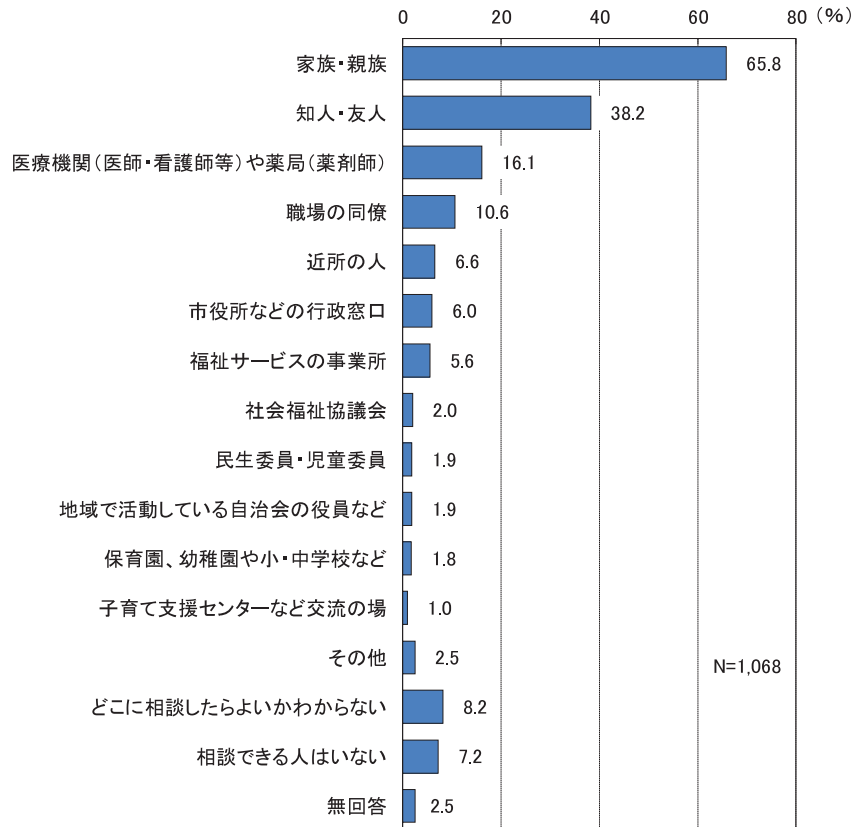
(1) 包括的な相談支援体制の充実

【現状と課題】

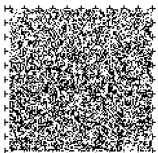
調査結果を見ると、悩みや不安の相談先は「家族・親族」、「知人・友人」といった身近な人が多く、続いて「職場の同僚」や「近所の人」など専門機関以外への相談も多くなっています(図表 11)。このような身近な相談を、必要に応じて専門機関へつなげるためには、相談窓口の周知なども重要な取り組みです。




支援が必要な人に対して、早期に支援を行い、問題が重症化する前に解決策を模索していくことが、地域での孤独化や排除を防ぐことにつながります。民生委員・児童委員やボランティア、NPO団体等、地域において福祉活動に関わっている人への相談だけでなく、近隣住民による安否確認や身近なサロン活動での交流といった地域住民の相互の情報交換からも、それぞれ適切な相談窓口につながるような地域のネットワークづくりが必要になっています。

図表 11 日々の生活で感じている悩みや不安の相談先



資料: 市民意識調査結果報告書(令和4年3月)



 市民の声	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが行政や地域の人たちと気軽に報告、連絡、相談できるような仕組みを分かりやすく明示してほしい。 ・何とかはじめの相談場所は1カ所にして、その後窓口に行くようにしてほしい。
 団体アンケート調査より	<ul style="list-style-type: none"> ・困りごとに対して情報を市の高齢者福祉課や地域包括センター等につなぎ、対応を相談する。
 ワークショップでの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の集まれる場所が無く、公民館も古く2階まで上がることが出来ない。 ・相談の出来る場所が無く、行政に相談しても先に進まない。

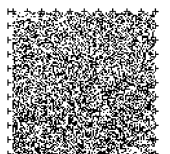
地域住民・団体が取り組むこと

- ◆ 生活する上で困ったことがあれば、一人で抱え込まないで、事態が重大化する前に、身近な行政、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の相談窓口へ相談しましょう。
- ◆ 広報紙やパンフレット等に目を通し、福祉サービスに関する情報を収集し、制度理解を深めましょう。

行政が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容	担当課
行政-1	相談に関する包括的な機能及び対応の充実	庁内各課及び関連施設等と連携し、市民からの相談に対応できる相談体制を構築するとともに、相談に応じる職員の資質の向上や関係機関・団体等との連携を強化するなど、相談に関する機能及び対応の充実を図ります。	健康推進課 介護保険課 高齢者福祉課 障害福祉課 子育て支援課 こども家庭課※

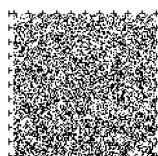
※「こども家庭課」は機構改革により令和5年4月から新設される課です。以下、同じ。



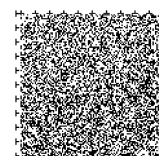
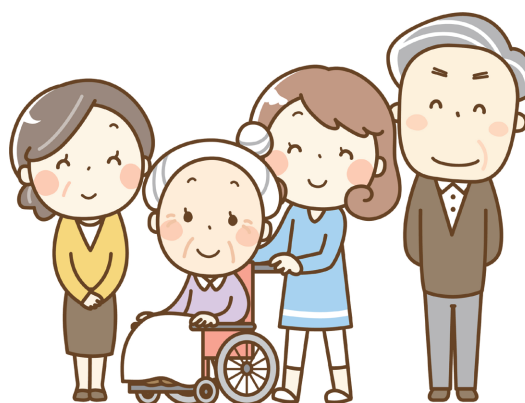
No.	項目	取り組みの内容	担当課
行政- 2	制度の狭間や潜在的な課題への対応	誰もが安心して暮らすために、地域での見守り活動を通して、生活課題を抱えた本人・家族を発見し、早期に適切な相談機関等に結び付ける体制をつくるのが大切です。しかし、さまざまな生活課題に対応するために、高齢者、障がい者、子どもなどの属性や世代等に関わらず受け止める相談支援の体制、また介護保険サービスや福祉サービスなど既存の制度ではカバーできない「制度の狭間」にある課題への対応が重要になります。各制度の専門職が連携して課題解決に向けた検討をするとともに、地域・学校での日常的な見守りや生活支援など、住民との協働によって支え合う仕組みをつくり、制度の狭間や潜在的な課題へ対応する体制をつくっていきます。	介護保険課 高齢者福祉課 障害福祉課 子育て支援課 ひと・くらし支援課 こども家庭課
行政- 3	協働による包括的な相談支援体制の構築	個々の価値観や生活スタイルの多様化に伴い、一人ひとりの思いを大切にした福祉サービスの提供が必要とされていることから、社会福祉協議会等との協働・連携のもと、制度や組織の縦割りを越え、さまざまな生活課題及び市民ニーズに対応できる包括的な相談支援体制の充実を図ります。	高齢者福祉課

社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
社協- 1	相談に関する包括的な機能及び対応の充実	身近に相談できる拠点の創設をめざし、地域団体や各相談機関など社会資源と協働することで、誰もが相談しやすい環境の基盤整備に努めます。また、地域福祉活動団体との平時からの連携により、相談連結機能が発揮されるよう努めます。
社協- 2		包括的な相談支援体制の構築にあたっては、相談を受けた職員がニーズを的確に把握し、適切なサービスをコーディネートする力が必要です。各相談支援機関等が相互に研修を実施するなど、分野の横断的な知識やアセスメント、調整における能力を身に付けるための取り組みを実施します。
社協- 3		医療にも介護にもつながっていない認知症の人の早期発見や家族の訴え等に基づき、認知症と疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い支援します。



No.	項目	取り組みの内容
社協-4	制度の狭間や潜在的な課題への対応	生活福祉資金貸付相談時から、支援対象者の潜在的な課題把握に努め、自立相談支援センターと情報の共有を行います。また、県内の社会福祉法人が実施する「おおいたくらしサポート事業」との連携を通じて、制度の狭間にある困りごとの整理や解決に向けたサポートに努めます。
社協-5		重層的支援体制の整備として、断らない相談窓口体制への対応力を高め、どこに相談したとしても丸ごと受け止め、世帯・家族単位の相談にも対応し、専門機関と連携して支援できる体制づくりを進めます。
社協-6		ひきこもり問題について、多くの人に関心を持ってもらい、「社会的な問題」とであるという意識をもち、風土の醸成を図りながら当事者への相談支援体制を整備し、誰一人取り残さない社会参加の促進を図ります。
社協-7	協働による包括的な相談支援体制の構築	地域貢献活動連携事業を推進することにより、地域の中で気軽に相談できる窓口を増やすことで、市民一人ひとりの生活や心の不安などの解消に努め、幅広い世代のニーズに対応できる包括的な相談支援体制の充実に努めます。 
社協-8		社会的孤立からの脱却をめざし、個人の抱える複合的解決課題を住民に身近な地域で包括的に受け止め、関係機関と連携し適切な支援につなげられる重層的支援体制の整備を図ります。
社協-9		公的制度の要件を満たさない「制度の狭間」にある世帯や、社会的に孤立しがちな世帯に対し、地域貢献活動連携事業と連携したアウトリーチ支援を行い相談機能の充実に努めます。



(2) 地域に関心を持つきっかけづくり

【現状と課題】

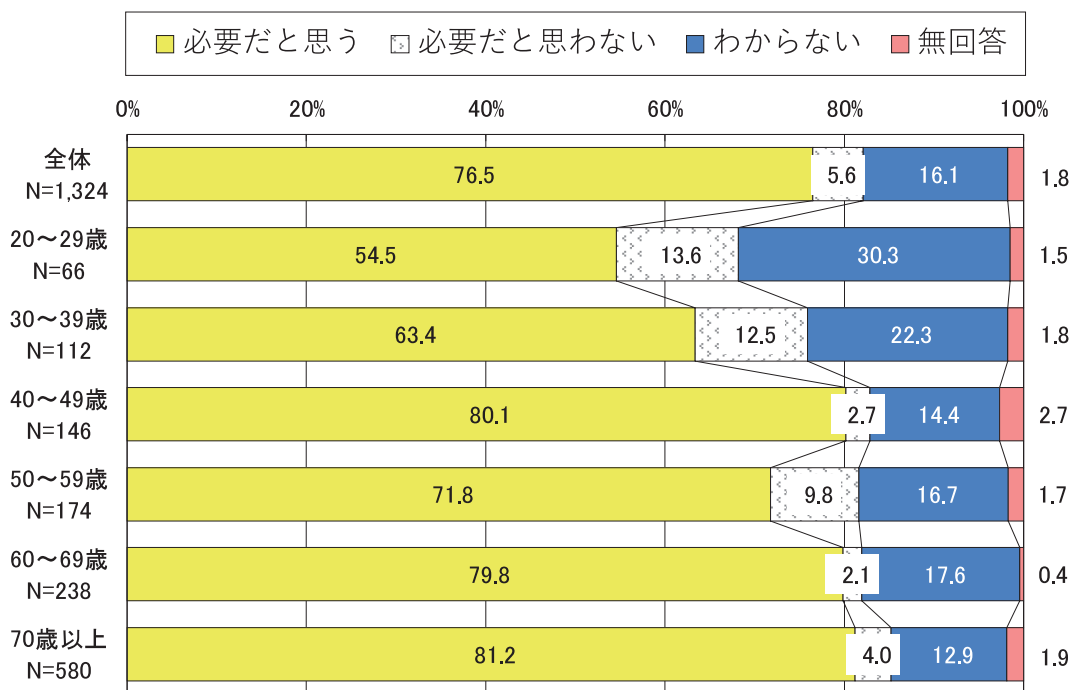
調査結果をみると、「地域生活の中でおこる問題に対して、住民同士の自主的な協力関係が必要だと思うか」という問いに対し、76.5%と大半の人が「必要だと思う」と回答しています(図表 12)。また、近所づきあいの程度については、近所づきあいがあるとの回答が73.1%※となっています。一方で若年層になるにつれて、近所づきあいをほとんどしていない、近所づきあいを必要だと思わないという回答の比率が高くなっています(図表 13)。

住民同士の協力関係が必要だという意識はあるものの、実際に親しい近所づきあいをしているという回答の比率は低くなっていることから、近所同士のふれあいが生まれるようなきっかけ作りが必要だということが分かります。

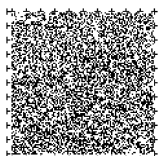
今後も、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、様々な交流に制限がある状態が続くことも考えられますが、特に若い世代への意識の啓発や、交流機会の創出を進めていくことが重要です。

※「とても親しく付き合っている」、「親しく付き合っている」、「付き合いはしているがそれほど親しくはない」と回答した人の割合の合計

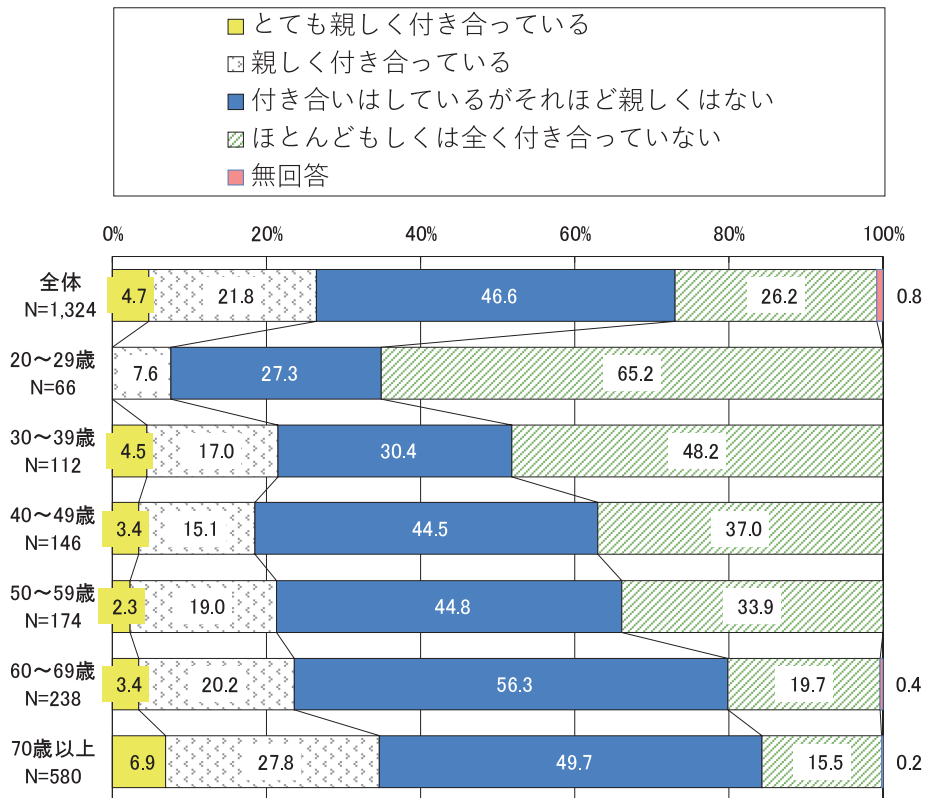
図表 12 住民同士の自主的な協力関係が必要だと思うか(年齢別)






資料: 市民意識調査結果報告書(令和4年3月)



図表 13 近所づきあいの程度

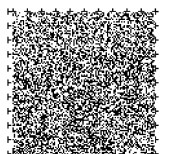


資料：市民意識調査結果報告書(令和4年3月)

 市民の声	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関するイベントがあったらと思う。車いす体験や手話体験、点字、妊婦体験等。子どもの頃から体験することで大人になって役立つことや興味にもつながると思う。 ・若い人がいない集落なので近所の人助け合いが必要なのでサロン等を開いてほしい。
 団体アンケート調査より	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の問題として、担い手不足、各役員の高齢化、後継者育成が困難などがある。
 ワークショップでの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動への参加者が決まっていて、若い人の参加が少ない。 ・隣近所のつながりが薄く、特にマンションの住民との交流が無い。 ・子どもや若い世代が参加しやすい魅力的な地域行事が必要。

地域住民・団体が取り組むこと

- ◆ 地域における福祉活動などに関する学習会や研修会に参加しましょう。
- ◆ 地域団体は、地域住民に対して自身の活動などについて周知、啓発に努めましょう。



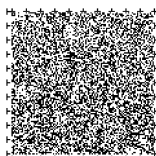
行政が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容	担当課
行政- 4	市民ニーズや地域資源を活かした交流活動等の充実	地域資源を活かし、市民ニーズに適ったスポーツや健康、生涯学習などの実施により、地域住民の地域への関心を高めるとともに交流機会の充実を図ります。	障害福祉課 健康推進課
行政- 5	地域における人権・福祉学習の推進	関係機関や各種団体と連携しながら、さまざまな機会を通じて、部落差別問題をはじめ、あらゆる人権問題について対応するとともに、市民が自主的に学べる環境を提供し、子どもの頃からお互いに思いやり、認め合う機会を創出します。また、障がい者差別、ヘイトスピーチ、部落差別のない社会の実現のため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」の周知に努めます。	高齢者福祉課 共生社会実現・部落差別解消推進課
行政- 6	参画機会や情報交換の場づくり	地域や福祉に関心のある人に活動のきっかけとなる機会を提供し、地域福祉活動の次代を担う人材の発掘と育成に努めます。また、気軽に集え、相談できる場をつくります。	介護保険課 子育て支援課



【市民ニーズや地域資源を活かした交流活動等の充実】

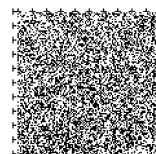


市民ニーズや地域資源を活かした交流活動としてさまざまな健康教室を開催するとともに、地域住民の集まりの場における健康づくりの支援を行っています。
「みんなでつくろう！健幸なまち べっぷ」を目指して、住民同士の交流活動を充実させていきます。



社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
社協-10	市民ニーズや地域資源を活かした交流活動等の充実	新たな担い手として活動が期待される若年層はもとより、多様な人材が積極的に子ども食堂とつながることで、地域福祉活動の担い手の裾野が広がるよう活性化を図ります。
社協-11		住み慣れた地域の中で、生活の困りごとを相談できるような場所を創出するために、福祉施設や企業と協働して無料相談会のイベントを開催します。 
社協-12		地区社協と連携した地域の拠点づくり、担い手づくりを市内の学校や福祉施設等と協働し、誰もが生きがいを持って地域社会と関わりながら、豊かに暮らし続けられるよう各種講座や研修会の充実を図ります。
社協-13		子どもから高齢者まで、誰もが参加できる多世代交流活動を促進することで、多くの方が集うことができる分野にとらわれない幅広い地域活動の充実に努めます。
社協-14		福祉教育の推進にあたり、活動への参画を広く呼びかけるためのPRの充実を図ります。また、授業のメニューや内容の見直しを行いながら、より充実した福祉教育を実施します。 
社協-15	地域における人権・福祉学習の推進	別府市の福祉都市としての一面を活かすために、福祉教育メニューにパラスポーツ体験や障がいがある当事者の方を直接講師に招くなど、幅広いメニューを提案し福祉学習の普及を行います。
社協-16		思いやりや助け合いの心を育むため、社会福祉協議会が行う出前講座やレクリエーション・福祉備品貸出しを通じて、地域における福祉教育の充実に努めます。
社協-17		各地域において、課題や特色を協議したうえで、地域住民が求めている生活支援や集いの場を創出することができるよう、企業や各種団体等と話し合いの場を提供します。
社協-18	参画機会や情報交換の場づくり	ひとまもり・まちまもり協議会と連携し、他の地域での情報等を共有しながら、地域の活動や課題解決に協力していきます。
社協-19		地区社協・福祉協力員活動に、子育て世代や団塊世代などの今まで参加する機会の少なかった世代に対して、小・中学校との協働などの取り組みを推進し、多くの世代が参画して地域福祉に取り組む活動となるよう支援していきます。






(3) 複合的な課題に対する支援体制づくり

【現状と課題】

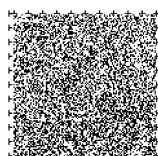
市民が抱える問題は、単に一つの要因だけではなく、障がい、介護、傷病、就労など様々な要因が絡み合った結果として現れることもあります。

近年、「ヤングケアラー」といった表面には見えづらい、子どもの生活に影響を与えるような問題も新たに認識されてきました。これまでとは違った視点で認識されてくる問題も含め、困った時にどこに相談してよいかわからない、ということもなくすためにも、行政や社会福祉協議会、専門の相談窓口等の関係機関が地域と連携し、様々な受け皿で地域住民の悩みや相談をしっかりとすくい上げ、必要な支援へと迅速につなげる必要があります。

 <p>市民の声</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページから情報を得られるのは知っているが、意外とそこまでたどりつくのが大変。別府市 LINE がとても使いやすい。 ・現在はネットの時代だから、市民のメルアドを別府市が把握して様々な情報を伝えたら良いと思う。
 <p>団体アンケート調査より</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の共有ができていない。 ・適切な情報提供や発信をしてほしい。
 <p>ワークショップでの意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会役員や民生委員・児童委員など、地域リーダーのなり手が無い。 ・スーパー等が少なく買い物難民が多い。また、交通の手段も不便。 ・働き世代及び高齢者の自治会離れが多くなっている。

地域住民・団体が取り組むこと

- ◆ 支援が必要になった場合も困らないように相談先やサービス内容などに関する理解に努めましょう。
- ◆ 地域団体などは、地域住民の身近な存在として、専門機関の活動内容、役割などへの理解を深め、必要に応じて、専門機関に繋ぐなど、相談対応において積極的な連携を図りましょう。



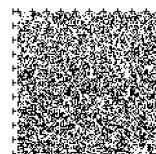
行政が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容	担当課
行政-7	分かりやすい情報提供の推進	市報やホームページなどによる情報提供においては、情報の受け手の視点に立ち、複雑化・細分化する公的な福祉サービス・制度について、分かりやすい情報提供を推進します。	高齢者福祉課 障害福祉課 子育て支援課 こども家庭課
行政-8	市民の福祉ニーズを把握する仕組みづくり	関係機関の協議の場や地域の会合等に参加し、福祉ニーズの掘り起こしを強化します。また、地域包括ケアシステムに基づく、共生型サービスの整備をはじめ、支援を必要とする人の個別の課題や地域の福祉課題を把握し、福祉課題の解決につなげることができるよう支援します。	介護保険課 子育て支援課 こども家庭課
行政-9	関係機関との連携によるニーズの把握	社会福祉協議会及び地域包括支援センター等と連携を図りながら、関係者のネットワーク化や地域支援ニーズとサービス提供主体のマッチング及び担い手の育成強化など、人と情報、アイデアがつながる関係をめざします。	高齢者福祉課

【市民の福祉ニーズを把握する仕組みづくり】

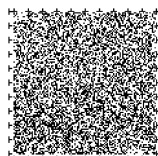


高齢者支援では、ケアマネジャーが作成した要支援・要介護等のケアプランについて、高齢者一人ひとりの自立に向けた支援と重度化を防ぐ支援に繋がるよう多職種からの助言を踏まえ、支援方針を検討するための別府市地域ケア会議を開催しています。



社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
社協- 20	分かりやすい情報提供の推進	情報をいかに必要な人に届けられるかを念頭におきながら、わかりやすい適切な情報提供に努めることで、自助・互助・共助・公助による地域づくりを進めていきます。
社協- 21		市民一人ひとりの福祉に関する理解と参加を促進するため、広報誌やホームページ・SNSを有効活用し、時代にそった情報共有の手法を取り入れていきます。
社協- 22		生活を支える社会資源に関する情報や、社会福祉協議会の活動を積極的に広報・啓発することにより、市民への周知・理解を得ることで、社協会員の拡充につながるよう努めます。
社協- 23	市民の福祉ニーズを把握する仕組みづくり	地域貢献活動連携事業を活用し、さまざまな分野の店舗や関係機関とのネットワークを拡充し、地域が必要とする社会資源の開発等に積極的に取り組みます。 
社協- 24		情報不足による不利益を被ることのないように、住民の福祉課題が早期に専門職につながるよう、普段から各種関係機関と顔の見える関係づくりに向けて取り組みます。
社協- 25		自立相談支援センターが支援した複合的課題のケースの例示化(パンフレット等)を作成をし、各種関係機関・団体等から「困りごと相談」の連絡が入りやすい体制を構築し早期発見に努めます。
社協- 26		複雑化・複合化した課題に対して、適切な支援を提供するため、関係機関と連携・共有できる場を提供することで、重層的支援体制の整備を推進します。
社協- 27	関係機関との連携によるニーズの把握	各相談機関が日ごろから連携することで、困りごとを抱える人を発見した際に、適切な支援機関につなぐことができるよう、早期発見・早期支援ができる体制づくりを促進します。
社協- 28		認知症の人と家族、地域住民等が交流する「認知症カフェ」の運営・活動を支援します。また、認知症カフェ等の集いの場において、本人発信やピアサポートの活動を推進します。 





基本目標 2 助け合い・支え合いの地域づくり

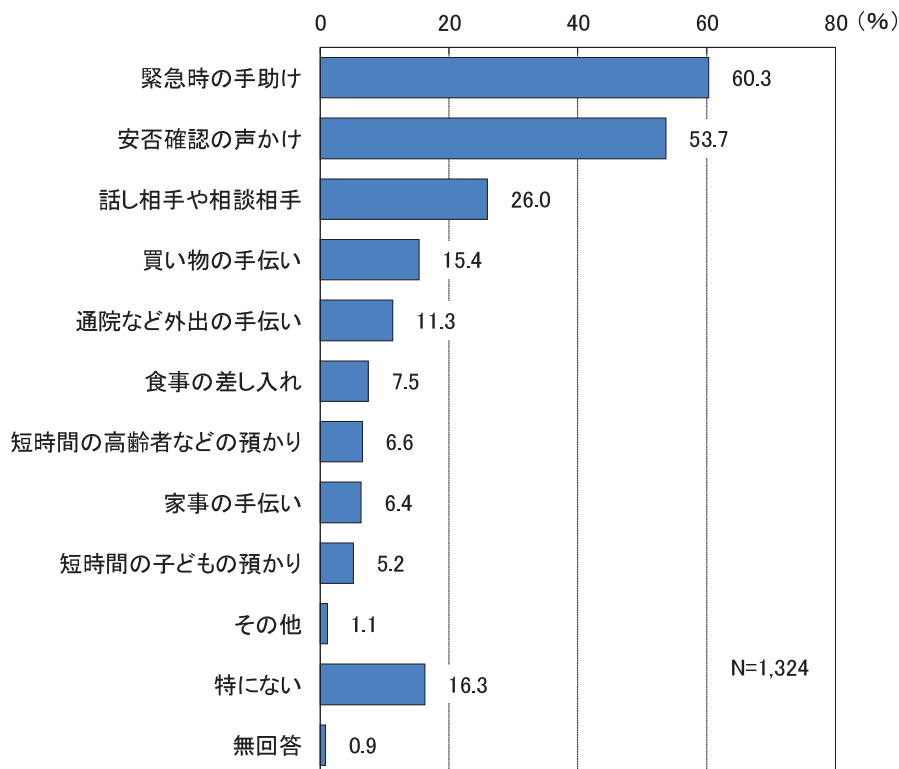
(1) 地域における助け合い・支え合いの強化

【現状と課題】

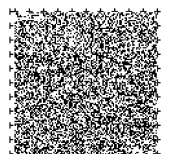
調査結果をみると、地域での困りごとに対してどんな手助けをしてほしいかという問いに対しては、「緊急時の手助け」が60.3%、「安否確認の声かけ」が53.7%、「話し相手や相談相手」が26.0%と続いています(図表 14)。また、逆に地域での困りごとに対してどのような手助けができるかという問いに対しては、「安否確認の声かけ」が67.1%と最も多く、次いで「緊急時の手助け」が60.6%、「話し相手や相談相手」が35.1%と続いています(図表 15)。地域における助け合いのニーズについては、きっかけや調整役などにより結び付けることができれば、地域で困りごとを解決できる可能性があることが分かります。

今後、住民の困りごとに対し隣近所や地域の中で解決していけるような、きっかけや体制づくりを進めることが重要です。

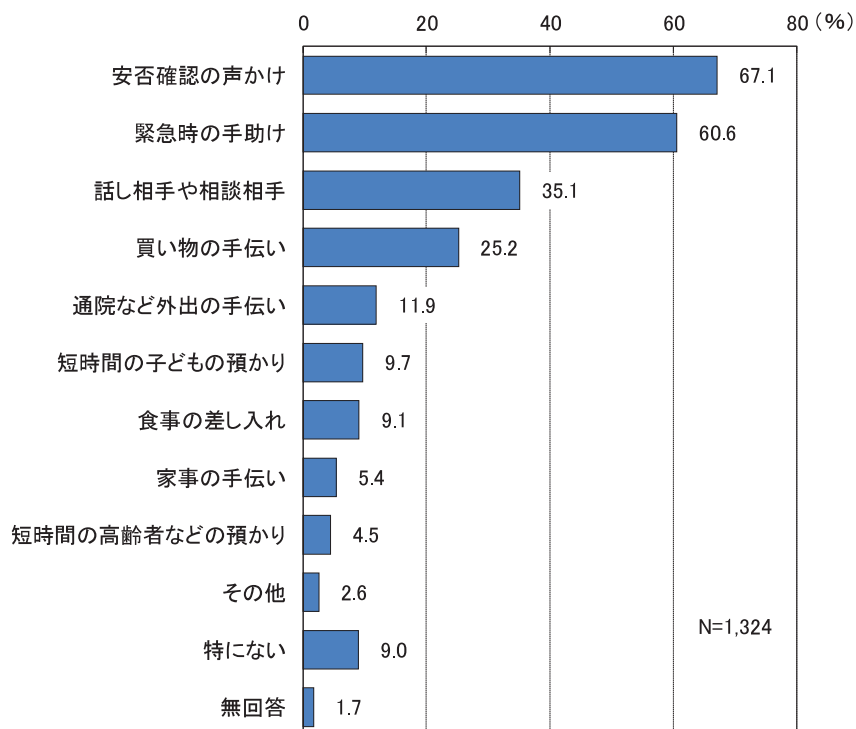
図表 14 地域での困りごとに対してどんな手助けをしてほしいか






資料: 市民意識調査結果報告書(令和4年3月)



図表 15 地域での困りごとに対してどんな手助けができるか



資料：市民意識調査結果報告書（令和4年3月）

 市民の声	<p>・何が一番身近で何を手助けできるのかをもっと知りたい。</p>
 団体アンケート調査より	<p>・地域の人々が手を携えて自分達の地域に根ざした助け合い、支え合いができる基盤をつくっていきたい。</p>
 ワークショップでの意見	<p>・障がいのある方への支援の仕方や、どこまで声掛けをしたら良いかわからない。 ・認知症の方が増え、高齢者が交流出来るサロンのようなものをやりたい。 ・一人ひとりを孤立させない地域での支え合い・見守り体制が必要。</p>

地域住民・団体が取り組むこと

- ◆ 受け身にならず、積極的に必要な情報を入手するようにしましょう。
- ◆ 地域の福祉関係者及び団体は、別府市地域福祉計画・別府市地域福祉活動計画の内容にふれることで、地域福祉の状況や計画に基づく取り組みについての理解に努めましょう。

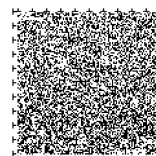


行政が取り組むこと

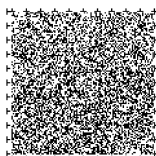
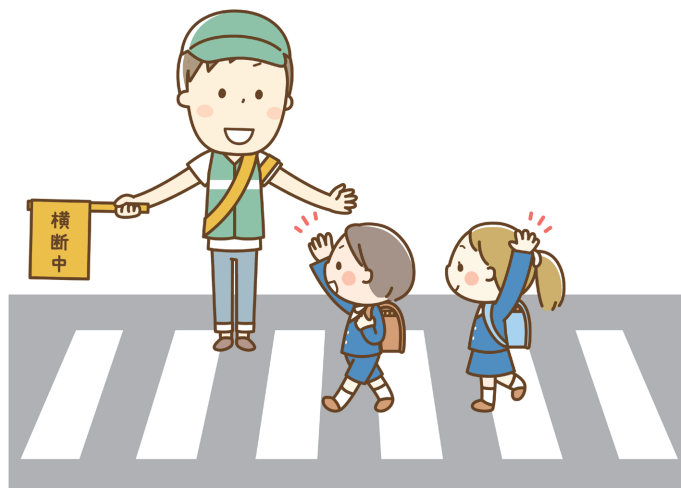
No.	項目	取り組みの内容	担当課
行政-10	地域団体や関係機関の連携・機能強化	複雑化・多様化する福祉ニーズに対して、地域団体や関係機関等が情報共有、ケース検討、サービス調整などの連携を図り、ネットワークを形成できる場づくりを支援します。また、児童や高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭など、分野を越えた連携体制の強化を図り、包括的な支援力の強化を図ります。	障害福祉課 子育て支援課 こども家庭課
行政-11	地域力の強化をめざした取り組みの推進	人口減少、少子高齢社会において、「持続可能な地域づくり」の観点から、自治機能を維持するため、従来の小学校区から概ね中学校区の圏域に地域コミュニティを広げることにより、様々な機能をもつ中規模多機能自治を推進します。新たな地域運営組織として多様な団体で構成される「ひとまもり・まちまもり協議会」を支援し、地域の課題解決や新たな担い手となる地域人財の発掘・育成を行い、地域力の強化を図ります。	自治連携課
行政-12	地域の見守り体制・支え合い活動の強化	見守り活動や支え合い活動を展開するなかで、気がつきにくい深刻な問題への防止効果など、さまざまな機能を強化するため、民生委員・児童委員等の地域における相談支援活動への支援や誰もが気軽に集え、市民との課題や理解の共有、協力を得るための機会づくり・場づくりを行い、本市の総合的な支援力を高めます。	子育て支援課 こども家庭課

社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
社協-29	地域団体や関係機関の連携・機能強化	福祉課題を抱え援助を必要とする人に対して、関係機関との情報・課題共有を図るために、定期的に協議の場を設け、地域における支援機能の強化に努めます。
社協-30		多様かつ複合的な課題を抱える方が、迅速に適切な支援に結びつくことができるよう、地域団体や関係機関とつながる仕組みづくりに努めます。
社協-31		さまざまな課題に適切に対応するために、地域が抱える生活課題や福祉ニーズを情報収集し、他機関と連携を取ることで、包括的に受け止めることができる相談体制の構築に努めます。



No.	項目	取り組みの内容
社協- 32	地域力の強化を めざした取り組み の推進	地区社協や福祉協力員の方々が、地域の中でより良い福祉活動が行えるように、研修内容や視察研修の研修先を調整し、地域力を強化するための人材育成を支援します。
社協- 33		17地区社協及び地域内で活動する団体等は、それぞれの地域活動に特色があるため、他地区で実施した好事例を情報共有しながら、地区ごとの活動の活性化を図ります。
社協- 34		地域力強化をめざし活動する団体へ資金支援するために、「困ったときはお互いさま」の仕組みで支えられている共同募金運動の理解を広めます。 
社協- 35	地域の見守り体制・ 支え合い活動 の強化	地域の支え合い活動を強化するために、地域住民同士のつながりを再構築する必要があり、地域の支援者を育成するためにボランティアの発掘を行い、また、研修会や交流会を開催することにより人材育成にも努めます。
社協- 36		地域の見守り体制を充実させるために、地域住民や福祉団体だけでなく、民間企業のネットワークも活用し、誰一人取り残さない見守り体制を構築できるように、企業の地域貢献活動と連携します。 
社協- 37		地域での支え合いを推進するためには、住民相互の関係性を育むことが重要であるため、福祉協力員の役割の周知及び住民理解の促進を図るとともに、福祉協力員活動を支援します。



(2) 地域福祉を支える人材の育成

【現状と課題】

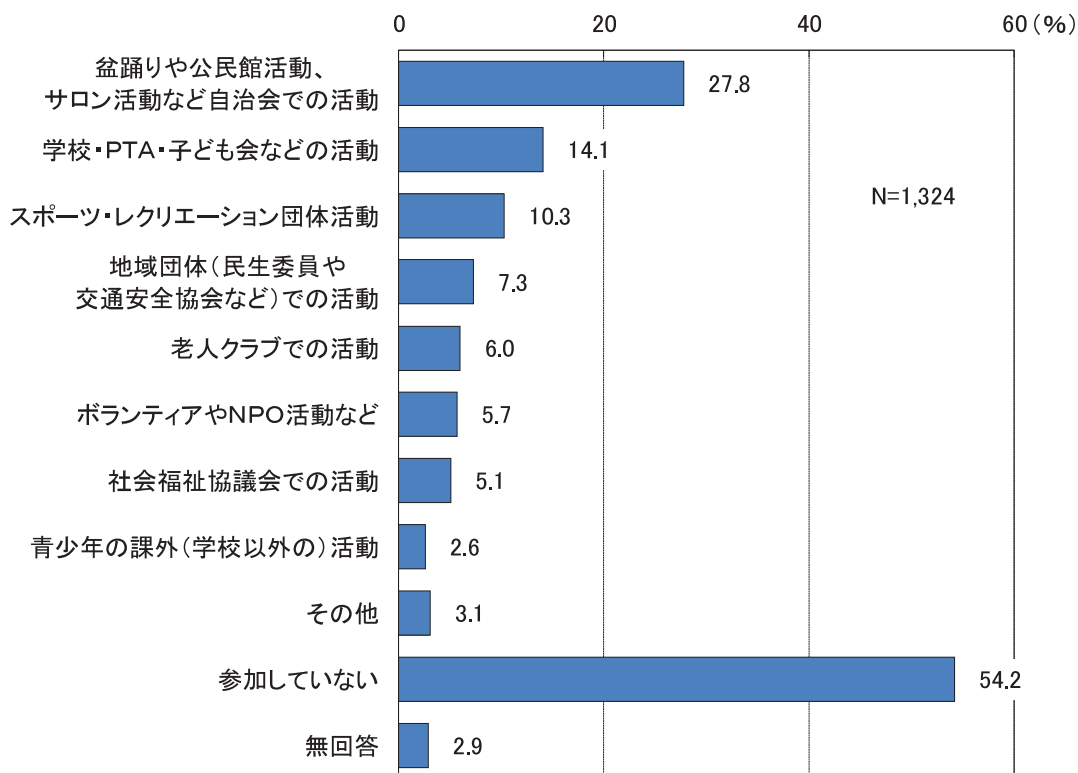
ボランティアをはじめ地域で活動する各団体の構成員は、地域福祉を支える重要な担い手であり、多様化する地域課題の解決に寄与する役割が期待されています。

調査結果をみると、過去3年間に何らかの地域の活動に参加したことがある市民の割合は42.9%※となっています(図表 16)。年齢別にみると20～39歳では参加していないとの回答が6割を超えています(図表 17)。地域活動に参加する際に支障になることとして「活動する時間がないこと」に次いで、「身近に団体や活動内容に関する情報がないこと」との意見が12.5%となっており、地域活動への参加者増加のためにも適切な情報提供を行っていく必要があります(図表 18)。

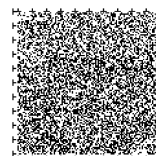
比較的若い年代へのアプローチを行い、次代の地域福祉を担う人材を育成していくことも重要です。

※100%(全体)から「参加していない」及び「無回答」と回答した人の割合を除いた数値

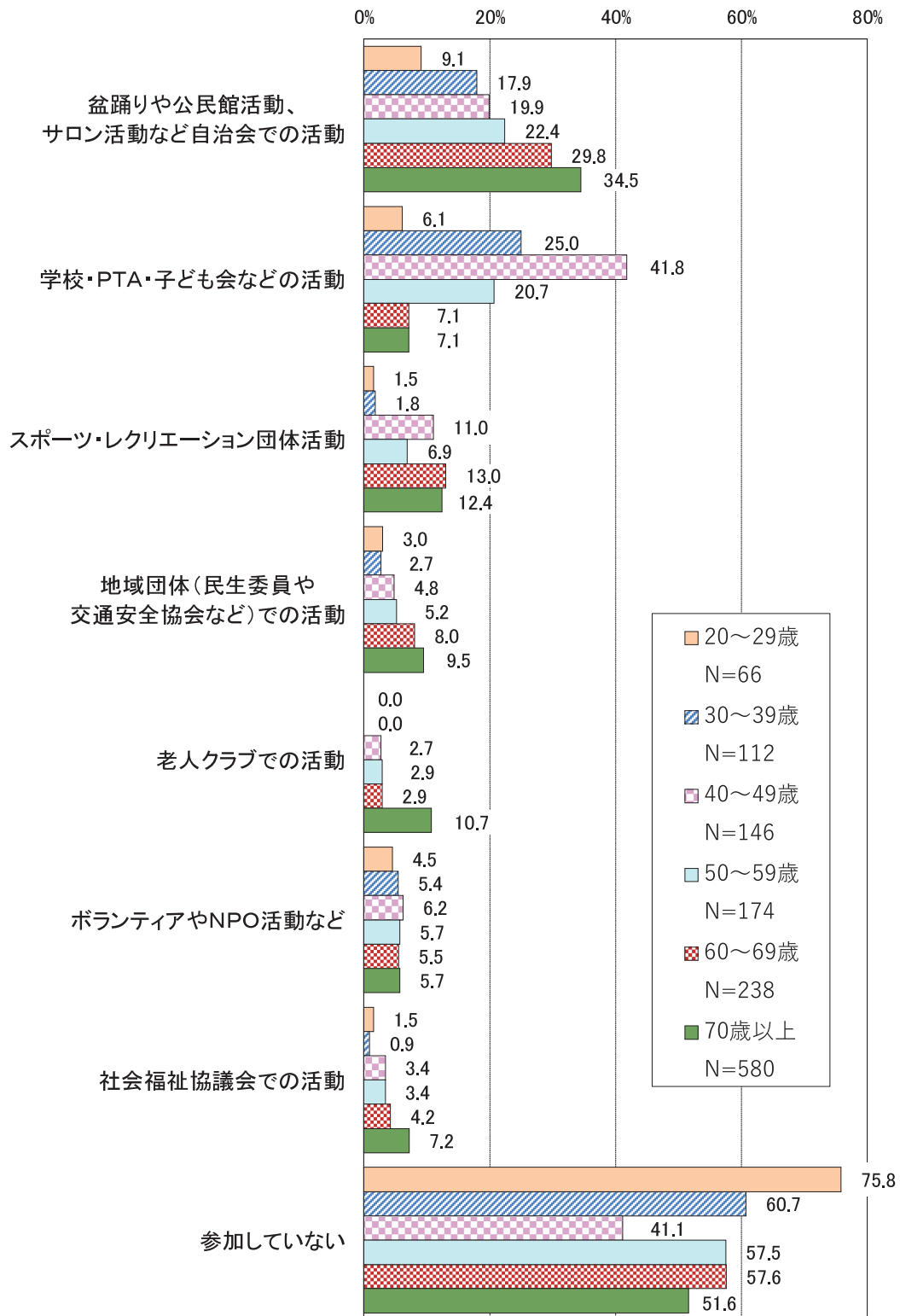
図表 16 過去3年間に何らかの地域の活動に参加したことがある市民の割合



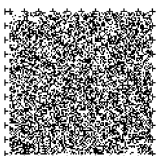
資料:市民意識調査結果報告書(令和4年3月)



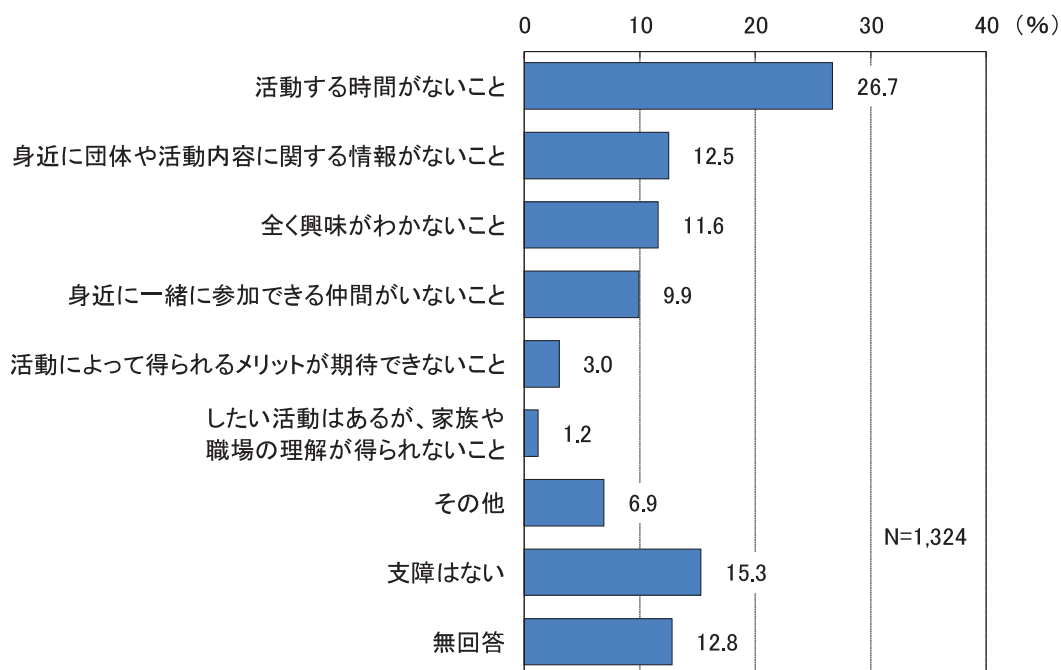
図表 17 過去3年間に何らかの地域の活動に参加したことがある市民の割合(年齢別)






資料:市民意識調査結果報告書(令和4年3月)



図表 18 地域活動に参加する際に支障になること

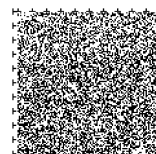


資料：市民意識調査結果報告書(令和4年3月)

 市民の声	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代が自治会活動に参加したくなるような行事、環境づくりが必要。 ・若い人たちは自治会未加入のため人手不足。
 団体アンケート調査より	<ul style="list-style-type: none"> ・人材不足(活動参加者、自治会脱退)。高齢者が多く、若い人は自治会活動が薄れている。
 ワークショップでの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化で組長が出来なく、お世話自体をすることが厳しい。 ・ちょっとしたボランティアが出来る自治会活動の検討。 ・自治会加入者の減少、自治会の良さを積極的にPRし、行事等の参加者から人材発掘を行う。(行政OBの協力は必須)

地域住民・団体が取り組むこと



- ◆ 地域団体が開催する地域行事などに参加しましょう。
- ◆ 地域福祉活動に取り組む人の拡充と資質の向上を図るため、研修会や学習会の開催に取り組みましょう。

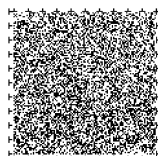


行政が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容	担当課
行政-13	地域活動団体等の支援	自治会や民生委員・児童委員、ボランティア・NPO等の地域活動団体が、地域福祉推進体制の確立に向けて取り組むことができるよう支援します。また各種団体と連携し地域福祉活動を担う人材の育成と確保ができるよう支援します。	高齢者福祉課
行政-14	健康づくり活動の地域リーダー育成	住民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康づくり推進員(地域リーダー)を養成し、活発に活動できるように支援します。	健康推進課
行政-15	地域を支える担い手等の支援	人口減少、少子高齢社会において、ひとり暮らし世帯の増加、孤立に対応する地域社会への取り組みが必要となっているなか、「ひとまもり・まちまもり協議会」をはじめ行政と地域を取り巻くさまざまな分野の組織、団体等が連携を図り、地域を支える担い手等を支援します。	自治連携課

社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
社協-38	地域活動団体等の支援	地区社協を担う福祉協力員の活動を助長するために、情報交換や交流会を積極的に開催できるよう支援し、地域を超えた情報の共有や、複数の地域で協働した活動ができるよう支援します。
社協-39		地域活動を実践している地区社協や福祉協力員の活動に対して資金支援を行うために、共同募金運動を活性化し「じぶんの町を良くするしくみ。」を推進します。
社協-40		子ども食堂など、地域活動を実施する団体の中でも、運営体制、財源、団体間のつながりが脆弱な団体に対して、立ち上げ及び運営に対する情報共有や経費の支援を行う。また、ネットワークを充実させることで横のつながりが持てるよう支援します。 
社協-41	地域福祉を支えるリーダー等の支援	地域の中の困りごとを地域の中で解決することができるように、訪問型有償ボランティア(ちょいボラ)のモデル地区を検討し、地域の横のつながりを強め、住み慣れたまちで安心して生活するための仕組みづくりが構築できるように努めます。 



No.	項目	取り組みの内容
社協-42	地域福祉を支えるリーダー等の支援	既存の活動だけでなく、新たな活動をより活発に行うことができるように、若い世代の方にも地域づくりに参画してもらい、次世代の人材を発掘・育成して、誰一人取り残さない地域づくりに努めます。
社協-43		福祉課題を抱え援助を必要とする人に対して、住み慣れた地域の中で、課題の早期解決を図るための適切な援助、協力体制等を推進していく福祉協力員の養成を進めていきます。

(3) 地域住民及びボランティアの参加の促進

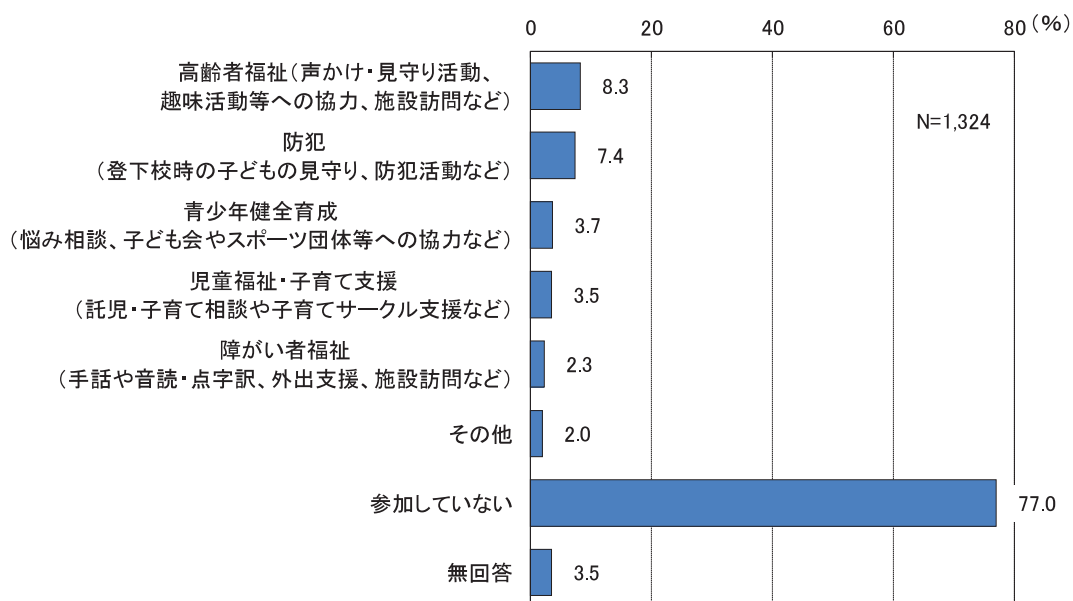
【現状と課題】

個人の自発的な意思によって活動するボランティアは、少子高齢社会においては、とりわけ大切な人材であり、地域福祉を支える担い手です。

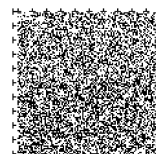
調査結果をみると、過去3年間に何らかのボランティア等に参加したことがある市民の割合は19.5%※となっています(図表 19)。福祉に関わるボランティア活動に参加したくない理由として、「参加するきっかけがない」「一緒に参加する仲間がいない」「活動に関する情報がない」を挙げている人が少なくないことを考慮すると、きっかけづくりや情報発信の強化などにより、ボランティアへの参加促進が期待できると考えられます(図表 20)。ボランティア活動に参加するための窓口について知らないと回答した割合が89.0%となっていることから、今後より一層ボランティアに関する情報提供に力を入れていく必要があります(図表 21)。

※100%(全体)から「参加していない」及び「無回答」と回答した人の割合を除いた数値

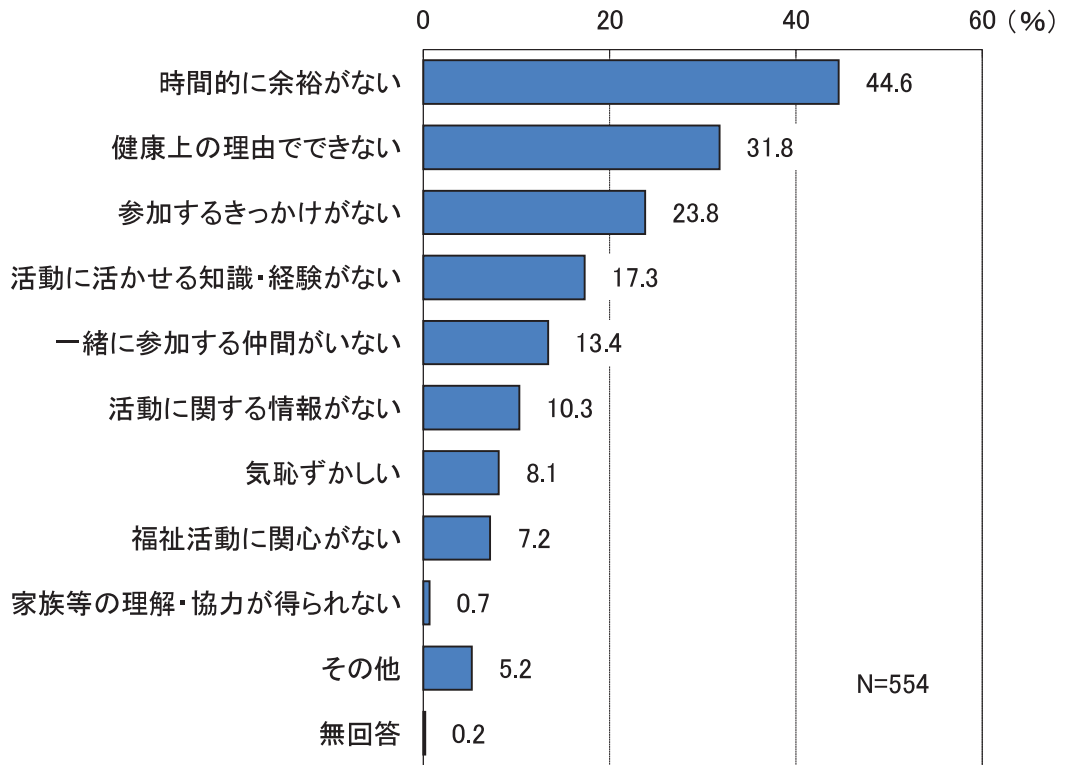
図表 19 過去3年間に何らかのボランティア等に参加したことがある市民の割合



資料:市民意識調査結果報告書(令和4年3月)

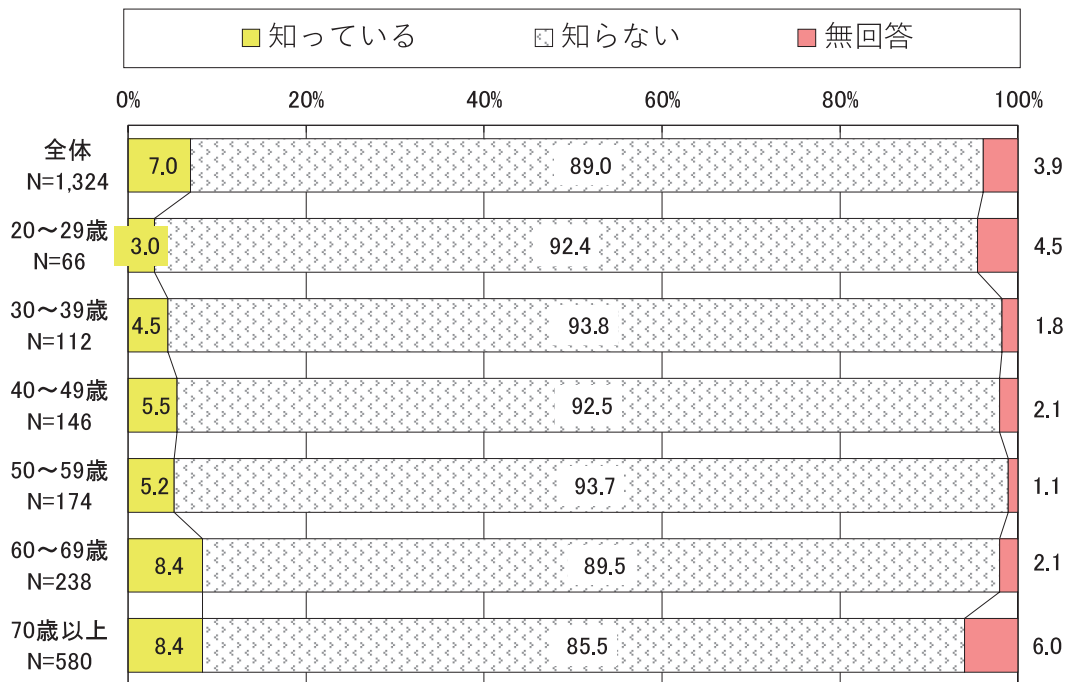


図表 20 福祉に関わるボランティア活動に参加したくない理由

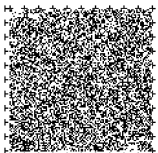





資料:市民意識調査結果報告書(令和4年3月)

図表 21 ボランティア活動に参加するための窓口の認知度



資料:市民意識調査結果報告書(令和4年3月)



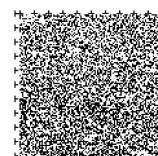
 市民の声	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の紹介などを中学、高校の特別講演等で伝える機会を作る。 ・高齢者でも元気な方は何かしらボランティアができるので、情報を地域に知らせてほしい。
 団体アンケート調査より	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア人材発掘に協力してほしい。
 ワークショップでの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・若い人達が地域の行事等に関心を持ち、地域活動に参加してもらいたい。 ・地域内での世代間交流行事を復活させ、若い時から自治会活動への参加を呼びかける。

地域住民・団体が取り組むこと

- ◆ 出来る範囲でボランティア活動や市民活動に参加しましょう。
- ◆ 地域団体は、新たな担い手が活動に継続的に参加しやすい環境づくりを進めましょう。

行政が取り組むこと

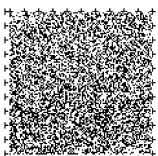
No.	項目	取り組みの内容	担当課
行政- 16	ボランティア・市民活動の育成と活動支援	子どもから大人まで幅広く地域ぐるみで活動に関わることやライフステージに沿った福祉教育や講座をさまざまな場で展開することにより、多世代の福祉に対する意識の醸成を図ります。また、関係機関等が住民に参加を呼びかけて行う様々な事業について、SNS等のツールも活用することで幅広い世代に参加を呼びかけます。	高齢者福祉課
行政- 17	参加機会の提供や人材の発掘・育成	すでに地域福祉活動に取り組んでいる方だけでなく、地域活動や福祉に関心のある方へ、活動のきっかけとなる情報提供や意見交換の場を設け、地域福祉活動の次代を担う人材の発掘と育成に努めます。また、地域リーダーやニーズとボランティアをつなぐボランティアコーディネーターを育成し、行政の制度だけでは解決できない地域の福祉課題・生活課題の解決に向けた取り組みが行えるよう努めます。	高齢者福祉課



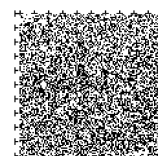
No.	項目	取り組みの内容	担当課
行政- 18	新たな参加や活動を創るための条件と環境の整備	ボランティア活動への関心が高まるなか、多くの方が福祉活動に参加するようになりましたが、一方でボランティアの固定化・高齢化が懸念されます。平常時からの地域住民同士の支え合い活動の重要性について認識を高めることを目的に、介護支援ボランティアの登録者数や災害ボランティアセンターの設置運営訓練を実施するなど、新たな担い手や若年層による地域活動への参加を促進します。	高齢者福祉課

社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
社協- 44	ボランティア・市民活動の育成と活動支援	新たにボランティア活動を始めたい人に、さまざまな場所に参加することができるように支援し、多くの人が参加できるような活動場所の創出を支援します。
社協- 45		次世代の地域住民が地域福祉や地域活動を身近なものとして関心を持てるよう、子どもや学生などが参加しやすい、福祉に関する講習会やボランティア体験会などの取り組みを推進します。
社協- 46		ボランティア活動者や団体の状況に合わせた情報提供や、地域・他団体とのコーディネートを行うとともに、さまざまな人・団体の意欲や知識の向上につながる講座や研修会を実施することで、その活動の継続や発展、連携の強化に努めます。
社協- 47	参加機会の提供や人材の発掘・育成	社会福祉、地域福祉を支える担い手の養成と、地域で活動する人材の育成を計画的に推進し、新たな担い手確保に向けた取り組みを行うため、研修会の開催など、地域福祉に関する情報発信の強化に努めます。
社協- 48		補助金や助成金に関する情報の提供をはじめ、レクリエーション備品の貸与、活動場所の紹介などを充実するとともに団体やグループの活動紹介などに努め、ボランティア同士の情報交換、意見交換の場を設け、地域リーダーの育成に努めます。
社協- 49		福祉まつりなどの福祉関係団体と協働して行うイベントを開催することで、日ごろから「つながり」「かかわりあい」を持ち、さまざまな事業における連携を図ることができるようにします。



No.	項目	取り組みの内容
社協- 50	参加機会の提供 や人材の発掘・育成	各種イベントで、新たな団体と協働することで、人材の発掘・育成につながられるように、多くの団体と交流を持ち、多職種連携を行っています。
社協- 51		認知症を理解し正しく接することができる「認知症サポーター」を養成し、地域の見守り力の向上を目的とした講座を小・中学校や地域、企業等で開催します。
社協- 52	新たな参加や活動を創るための 条件と環境の整備	高齢者の社会参加を促進するために地域貢献や生きがいづくりにつながるができるボランティア参加のきっかけ作りを推進し、基本的な知識の普及と住民の意識の啓発に取り組みます。
社協- 53		新たなボランティア活動の場を拡充し、将来につながる活力のある地域づくりを進めるために、各種福祉施設と連携し、簡易なボランティアから始めてもらう、きっかけづくりを推進します。
社協- 54		災害ボランティアセンターを設置した際に、効率的かつ効果的にボランティア活動を行うことができるように、災害ボランティアの登録者の育成を行います。





基本目標 3 安全・安心に暮らせる地域づくり

(1) 災害時における要配慮者支援体制の充実

【現状と課題】

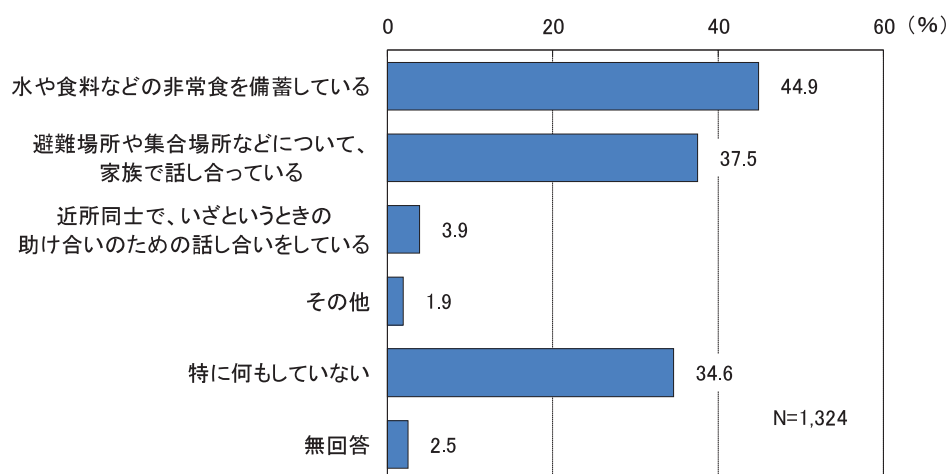
調査結果をみると、災害に対する備えとして「水や食料などの非常食を備蓄している」と回答した人の割合は全体の44.9%となっています(図表 22)。これは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災や本市も被災した平成28年の熊本地震、近年の県内の大雨・台風による浸水・土砂災害などを受けて防災意識が高まっている結果と考えられます。

防災意識が高まっていると考えられる一方で、災害に対する備えについて「近所同士で、いざというときの助け合いのための話し合いをしている」と回答した人の割合は3.9%と低く、「特に何もしていない」と回答した人も34.6%、自主防災組織が自分の自治会にあることを「知っている」と回答した人の割合も31.9%となっています(図表 23)。

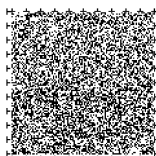
市民一人ひとりが普段から食料・飲料をはじめ避難に必要なものを準備しておくことや、災害の種類に応じて適切な避難場所に避難できるようにハザードマップを確認しておくこと、もしもの時の近所への声掛けを相談しておくなど対策を準備しておくことが、災害への対策として求められています。

緊急時に支援が必要な人に対してスムーズに支援が行えるよう地域との連携を深め、支援体制の整備を図るとともに、平常時から緊急時に備えるため、意識の啓発を行っていく必要があります。

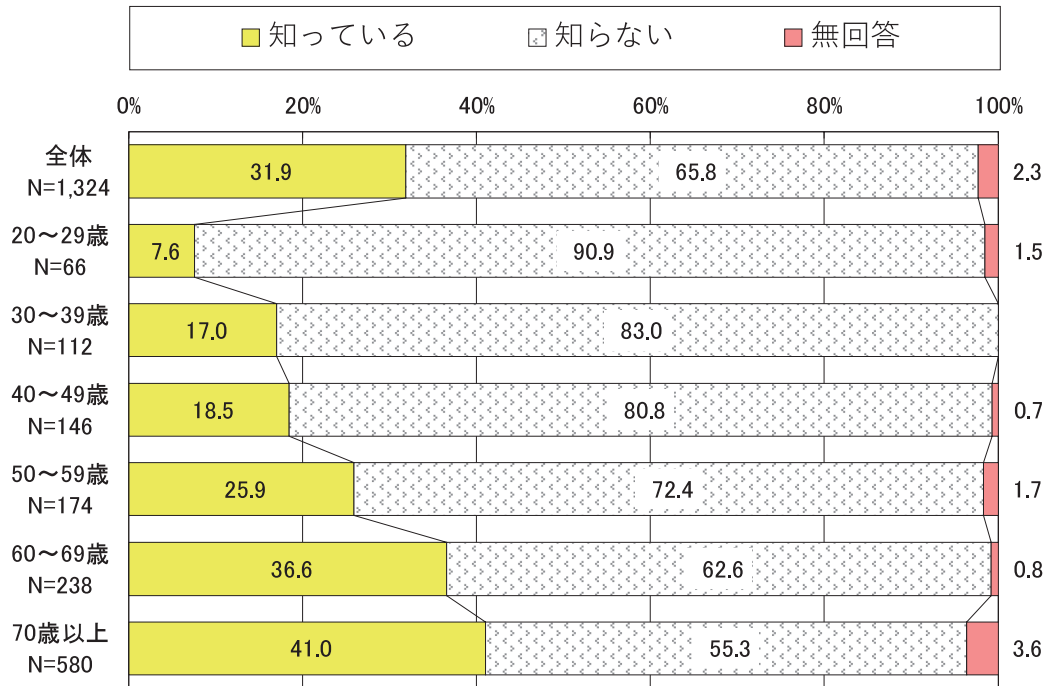
図表 22 災害に対する備えとして行っているもの






資料：市民意識調査結果報告書(令和4年3月)



図表 23 自主防災組織の認知度

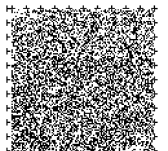


資料：市民意識調査結果報告書(令和4年3月)

 市民の声	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が多い為、災害時の対応に不安がある。 ・災害時に避難場所(公民館)があるが、毛布や畳などの設備が全くない。
 団体アンケート調査より	<ul style="list-style-type: none"> ・今後起こるであろう災害に対して、防災訓練関係等を行っていく必要がある。
 ワークショップでの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の連絡体制や、それに伴う情報共有が必要(行政からの開示が無い)。 ・住民の顔が見えず、災害時要援護者の把握が出来ていない。また、避難場所も少なく距離も遠い。

地域住民・団体が取り組むこと

- ◆ 地域で行われる防災訓練に積極的に参加しましょう。
- ◆ 近くに高齢者や障がい者など、支援を必要とする人がいないか日頃から気にかけてみましょう。
- ◆ 地域団体などは、地域の防災組織と連携し、防災訓練の実施に努めましょう。



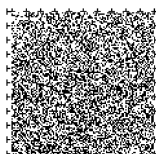
行政が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容	担当課
行政- 19	災害時における要配慮者への支援対策の促進	地域防災計画に基づき、平常時から地域住民や自治会、関係機関、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉事業所や福祉専門職、消防機関等関係機関と協力し、災害時の情報提供体制や要配慮者の避難支援体制の構築、自主防災組織の育成等に取り組めます。	高齢者福祉課 障害福祉課 防災危機管理課
行政- 20	避難行動要支援者制度の強化	別府市避難行動要支援者支援制度に基づき、高齢者や障がいのある人のほか、特に支援が必要な人(避難行動要支援者名簿登載者)など、優先度の高い人に対して、災害時等における安否確認や避難誘導等を行う地域ぐるみの支援体制を構築します。	高齢者福祉課 障害福祉課 防災危機管理課
行政- 21	地域の避難場所の確保	高齢者や障がいのある人などをはじめとした避難者が避難所生活を送る際、その負担が軽減されるよう、避難所となる公共施設の機能の充実を図ります。また、高齢者や障がいのある人がバリアフリー、プライバシーなどの面で安心して利用できるよう、拠点となる福祉避難所機能の充実を図ります。	高齢者福祉課 障害福祉課 防災危機管理課


【地域の避難場所の確保】

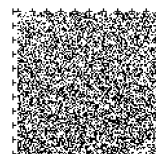


地区単位で防災活動推進地域(モデル地区)を選定して防災訓練を行っています。平成30年度からは住民主体による避難所運営訓練に取り組んでいます。令和4年度は、石垣地区で実施しました。



社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
社協- 55	災害時における 要配慮者への支 援対策の促進	<p>災害ボランティアセンター設置訓練や災害ボランティア養成講座等を通じて、市民への災害ボランティア活動への啓発に取り組み、災害に対する関心を高めるとともに、災害発生時には速やかにボランティア活動の拠点を整備します。</p> 
社協- 56		<p>地域で安心して暮らせるまちづくりをめざし、日頃から防災への意識を高め、地域が一体となった避難所支援や、高齢者や障がい者、要配慮者への把握に努めます。</p>
社協- 57		<p>平常時の見守り活動や非常時の援護活動等、隣近所との付き合いの中から災害時に助け合いができる仕組みを整えておくことや、ケアマネージャー等の専門職と連携し、情報共有による支援対策の効率化に取り組みます。</p>
社協- 58	避難行動要支援 者制度の強化	<p>感染症対策等、適切な情報発信により、地域住民が安全・安心して暮らせる地域づくりを推進します。また、障がいや疾病等がある方から相談があった場合には、関係機関と連携し対応します。</p>
社協- 59		<p>新型コロナウイルス感染症の状況に留意しながら、住民同士がさまざまな交流を通じて知り合う機会を増やし、住民同士による助け合い、支え合いの仕組みづくりを推進します。</p>
社協- 60		<p>ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などの要配慮者の把握に努め、災害時に適切な支援等につなげられ、安全に避難できる体制づくりを推進します。</p>
社協- 61		<p>これまで以上に、地域住民の防災意識の向上を図り、地域の防災力を高めます。また、知識を高める防災訓練の実施を支援し、災害時における地域の対応力を高めます。</p>
社協- 62	地域の避難場所 の確保	<p>さまざまな災害時要配慮者を想定し、誰に対しても優しい避難所づくりを行政や関係機関と連携しながら支援します。また、災害時支援体制の整備として、災害ボランティアセンター運営支援者の養成や災害時必要物品などの充実を図り、災害ボランティアセンターの体制強化に取り組みます。</p>
社協- 63		<p>災害に強いまちづくりのため、自治会、地区社協や福祉協力員、民生委員・児童委員等などと日頃より顔の見える関係性を築きながら、地域性や災害時要配慮者に対して、適切な支援ができるように災害ボランティアネットワークの充実を図ります。</p>



(2) 見守り体制の充実




【現状と課題】

近年、認知症の方などが行方不明になるケースが増加傾向にあることに加え、新型コロナウイルス感染症予防により外出を控えている高齢者などへの見守りが難しく、問題の発見が手遅れになる場合もあります。

このほか、育児や介護疲れ、過労、生活困窮などの生活不安やストレス、希薄な近隣関係による地域社会からの孤立などが要因で、ひきこもりや虐待、孤独死、自殺などが深刻な社会問題になっています。

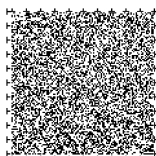
これらの問題は、状態が深刻化する前に早期発見、早期対応が重要であることから、相談しやすい体制を整備するとともに、支援が必要な人を身近な地域の人が見守り、支えていけるような体制を構築していくことが求められています。今後、見守りを行っている団体等と連携し、支援の輪を広げていくことが大切です。

また、これまでにない新たな手口や形の犯罪事件が発生しています。地域のつながりが強ければ、普段と変わったことがあった際には、住民の記憶に残りやすく、声かけなどをすることで事件を未然に防げます。普段からの市民一人ひとりの心がけで、地域の防犯力は高まることが考えられます。

 市民の声	<ul style="list-style-type: none"> ・独り世帯にはつかず離れず見守りが必要だと思う。 ・個人商店は町内の顧客をよく知っており、そこで声を掛け合い話すことが非常に大切であり、見守りにもなる。 ・見守りの強化が必要。(民生委員・児童委員)+コミュニティソーシャルワーカー等。
 団体アンケート調査より	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアだけでは難しいことだが、見守り、安否確認を続けていきたい。
 ワークショップでの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・学校との交流を行うなど、地域活動に参加する若い世代とのつながりづくりが必要。 ・地域の関係機関と連携し、新たな見守り・支え合い活動につなげられるように、普段の見守りと災害支援が一体となった支え合いへの理解と共感を育む。

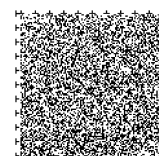
地域住民・団体が取り組むこと

- ◆ 自治会や地域活動に関心を持ちましょう。
- ◆ 地域組織が行う福祉活動をはじめ、さまざまな交流の場、行事を開催する際への呼びかけ、困りごとの早期発見、見守り・支え合い活動など、住民による連携を図りましょう。



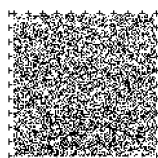
行政が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容	担当課
行政- 22	地域ぐるみによる防犯・防災・安全対策の推進	警察や関係機関と連携し、防犯知識及び交通規則、交通マナーの啓発・普及に取り組むとともに、住民参加による自主的な防犯・防災活動、交通事故防止活動等の促進を図ります。また、生活や住宅に配慮を要する方の住まい確保や生活の安定、自立の促進に係る取り組みの在り方を横断的に協議するほか、本市では、「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」を施行していることから、既存の道路改良工事を行う場合はバリアフリー化、新規の道路整備工事を行う場合はユニバーサルデザインの視点で整備を行っていき、障がいのあるなしに関係なく、すべての人が通行しやすい道路環境の整備に努め、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを関係部署と連携のもと展開します。	都市整備課 防災危機管理課 生活環境課
行政- 23	交流活動拠点の確保及び利用促進	地域コミュニティの促進を図るため、身近な「地区公民館」や「別府市公会堂」「別府市社会福祉会館」「別府市教育相談センター」「別府市人権啓発センター」「別府市まちなか交流館」「別府市コミュニティセンター」「B-Con Plaza」「別府市男女共同参画センターあす・べっぷ」「別府市野口ふれあい交流センター」「別府市南部地域交流センター・南部児童館」など、本市の施設を有効活用するなど、市民同士が安全で安心して交流できる場の確保や居場所づくりを進めます。	子育て支援課
行政- 24	安心して子育てできる環境整備	少子化による人口減少社会において、少子化対策は重要な課題と位置付けています。子どもの貧困問題への対応や保育所の入所にかかる待機児童の解消などは重要な課題であり、本市においても就学前教育・保育の充実や妊産婦、子育て世帯、子どもの誰1人取り残すことなく相談を受け適切な支援につなぐために「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」双方の相談機関の連携強化の一層の推進を図るとともに、国及び県の動向を注視し、支援が必要な妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な支援体制の構築を図ります。	こども家庭課



社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
社協- 64	地域ぐるみによる 防犯・防災・安全 対策の推進	子どもや高齢者など地域で生活するすべての人が犯罪や交通事故に巻き込まれることがないよう、サロン活動等を通じて犯罪等に関する情報発信の強化や、地域による見守り活動を支援します。 
社協- 65		地区社協や福祉協力員と連携し、犯罪や消費者被害の拡大を未然に防ぎ、早期の発見・対応が出来るよう、各地域活動の特色を生かしながら孤立しない地域づくりを進めます。
社協- 66		地域に出向いて行く出前講座を拡充し、警察や関係機関と連携し、民生委員・児童委員や地区社協・福祉協力員等への普及啓発の強化に努め、防犯に対する意識の醸成に努めます。
社協- 67	交流活動拠点の 確保及び利用促進	地域でのサロン活動や趣味活動の活性化を図るために、出前講座やレクリエーション備品の貸出などを通じて、参加者が増えるように運営を支援します。 
社協- 68		生活支援体制整備事業において、集いの場の創出を支援し、そこに集まった方に対し、「学び」「運動」「交流」に関する取り組みを紹介し、活動の活性化を図ります。
社協- 69		行政、地域包括支援センターと連携し、高齢者に必要な生活支援等サービスの提供体制を構築するため、サービスを担う事業主体と連携し、多様な日常生活の支援体制の充実、強化及び高齢者の社会参加の推進に努めます。
社協- 70	安心して子育て できる環境整備	多世代がつながり、地域での見守り体制や地域福祉力が向上するように、地域住民協働により、親と子が仲間の中で育ち合う居場所づくりやネットワークづくりを推進します。
社協- 71		将来につながる活力ある地域づくりを進めるために、地域ぐるみで子育て世代に寄り添い、成長をサポートする活動(温もりセット定期便)の推進に努めます。 
社協- 72		ひとり親が抱えている複雑化・複合化した課題等、自分からSOSを出せない人、気づくことが出来ない人などを早急に発見し、温もりセット定期便でつながることにより、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼づくりに努めます。



No.	項目	取り組みの内容
社協-73	安心して子育てできる環境整備	各世代がつながり、地域での見守り体制や地域福祉力が向上するように、誰もが気軽に相談できる体制を整備するとともに、小・中・高・大学などと連携し、みんながお互い支え合う活動を推進しながら、地域共生社会の実現をめざします。




(3) 安心できる生活を支える体制づくり

【現状と課題】

市民の抱える悩みや問題は多岐にわたり、近年より複雑化していく傾向にあります。例えば、高齢者や障がい者、子どもへの虐待が大きな社会問題となっています。このような虐待を未然に防ぐためには、なにより早期発見、早期対応が重要です。その他にも、介護者や保護者等の多大な身体的・精神的ストレスの軽減も必要です。

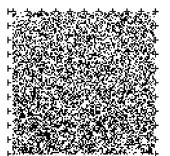
また、生活困窮者世帯の問題等については、様々なケースがあることから、それらに応じた支援が必要です。

このような表面化しにくい問題を早期に発見し、適切に対応できるよう、関係機関等との連携によるきめ細かな取組が求められています。

 市民の声	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待や老人、障がい者への虐待などの通報の情報があれば、大変なことになる前にすぐに動いてほしい。
 団体アンケート調査より	<ul style="list-style-type: none"> ・市へのお願いとして、これまで以上に地域の安全、安心を保つための連携、指導、助言をお願いするとともに協力体制を継続してもらいたい。
 ワークショップでの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・身寄りのない方が安心して、自分らしく暮らせる老後を送れるような支援の充実が必要。 ・サロン活動を通じて、犯罪等に関する情報発信の強化や、地域住民による見守り支援体制の構築。

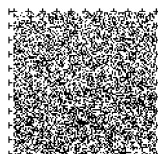
地域住民・団体が取り組むこと

- ◆ 市報や別府市社協などが配布する機関誌、回覧版などを読み、正しい知識・情報を身につけ、活用しましょう。
- ◆ 地域の福祉関係者及び団体は、情報の受け手(発信する対象)の視点に立ち、正確で分かりやすい情報提供に努めましょう。



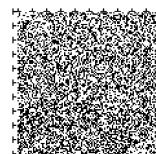
行政が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容	担当課
行政- 25	権利擁護体制の充実	判断能力が不十分な人を発見して早期の段階から相談対応を行い、本人の意思を尊重した権利擁護支援につなげるために、市民後見人等地域住民の参画を得ながら、法律・医療・福祉の専門職団体、相談支援機関、地域の関係団体と社会福祉協議会、市などが情報や知識を提供・共有し連携するネットワークを構築します。地域連携ネットワークの中核機関である別府市成年後見支援センターと市が連携し、運営の促進に努めます。	介護保険課 障害福祉課
行政- 26	虐待防止体制の充実	<p>児童や高齢者、障がいのある人への虐待をはじめ、複雑かつ困難な生活状況におかれている方の権利を守り、虐待を未然に防ぐため、そのご家庭や養護者に対する支援を行うなど、福祉サービス事業所等の関係機関や民生委員・児童委員等の地域福祉関係者と連携を図りながら迅速に対応します。</p> <p>また、高齢者単身世帯や障がい者を支援する親が高齢者となる世帯など、認知症や精神疾患による判断力の低下とともに、金銭管理の問題、健康の問題も絡み、養護者支援も含め、対応が難しいケースが増えています。虐待の早期発見に努めるとともに、虐待通報があった場合には速やかな情報収集のため関係機関と協力し、保健医療福祉サービスやその他関係者とともに具体的な支援策を検討し、連携して対応します。</p>	介護保険課 障害福祉課 こども家庭課
行政- 27	生活困窮者自立支援の推進	子育て世帯や高齢者、障がいのある人などに対する各種制度に基づく福祉サービス提供基盤の整備を図ります。特に、生活困窮者に対しては、幅広い支援を行うとともに、民間事業所や関係機関・団体等との連携・協力により、各種事業を推進します。	子育て支援課 ひと・くらし支援課



社会福祉協議会が取り組むこと

No.	項目	取り組みの内容
社協-74	権利擁護体制の充実	認知症や知的障がい・精神障がい等により、判断能力が不十分な方について、地域住民をはじめ多様な主体が連携することで、速やかに権利擁護支援につながるよう地域連携ネットワークの機能の充実に取り組みます。
社協-75		地域連携ネットワークの中核機関として、成年後見制度(法定後見制度・任意後見制度)をはじめ権利擁護支援を必要とする全ての人々が適切な支援につながるよう制度の普及啓発・利用促進に取り組みます。 
社協-76		日常生活自立支援事業及び法人後見事業の実施により、身寄りのない方や低所得者の方々も安心して地域生活が送られるよう権利擁護支援を行います。
社協-77		誰も孤立させない地域社会をめざして、べっぷ終活あんしんサポート事業の実施により、身寄りのない方が安心して自分らしく老後の生活を送られるように支援していきます。
社協-78	生活困窮者自立支援の推進	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにし、生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されるよう支援します。
社協-79		すぐに就労することが困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を目的に、「日常生活自立」「社会自立」「就労自立」の支援を行います。
社協-80		ホームレスとなる恐れがある方を対象に、福祉・健康・住居等の相談を行いながら、自立を促すとともに関係機関等と連携を図りながら問題解決を図ります。
社協-81		生活困窮者の人たちが社会的つながりを持てるような居場所づくりを整備し、社会参加の機会を広げられるように、各関係機関や団体等と連携しながら、新たな社会資源の開発・創造に努めます。





第5章 再犯防止推進計画

1. 計画策定の経緯

平成28年12月に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)第4条第2項により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされ、国においては、平成29年12月に「再犯防止推進計画」を策定するとともに、大分県においても同法第8条に基づき平成31年3月に「大分県再犯防止推進計画」が策定されました。

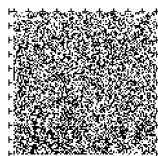
こうした動きを受け、再犯防止推進計画を、地域福祉計画と一体的に策定することとしました。本計画では、再犯の防止に留まらず、全ての地域住民を対象として、誰もが罪を犯すことがなく、加害者も被害者も存在しない、誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指していきます。

2. 計画策定の趣旨

罪を犯す人には様々な背景があります。刑期を終えて出所しても帰る場所すらない人も多く存在し、安定した仕事や住居を失った結果、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えています。それらの中には、障がいのある人や認知症などがある高齢者も少なからず存在しており、地域社会とも行政ともつながることができず孤立することで、結果として犯罪を繰り返してしまう人もいます。

令和4年版犯罪白書によると、刑法犯の認知件数は平成14年に戦後最多となった後減少傾向にあり、令和3年には戦後最少を更新していますが、再犯者による犯罪が全体に占める割合は非常に高い水準になっています。

さらに、刑務所へ再入所した人のうち、約7割が再犯時に無職であったという報告もあります。仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍高く、不安定な就労状況が再犯リスクに結びつきやすいことがわかっています。こうした状況を踏まえて、再犯につながる前の早い段階で適切な行政サービスにつなげることが必要となっています。地域福祉の観点から、地域における顔の見える関係づくりのもと円滑な社会復帰に向けた支援を行うことで、社会の安全にもつながるといえます。なお、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める計画として策定するものであり、計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とします。



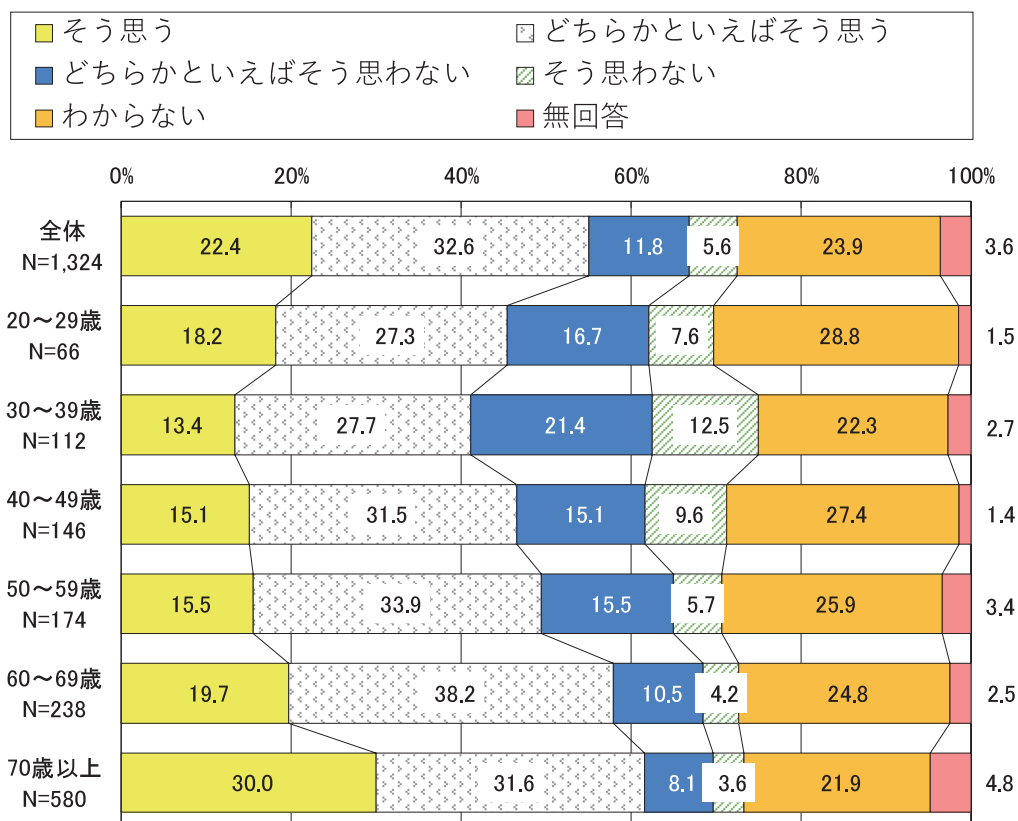
3. 現状と課題及び今後の取組

(1) 現状と課題

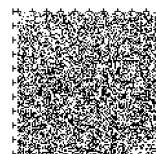
調査結果を見ると、「再犯防止のためには、犯罪をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる『誰一人取り残さない』社会の実現が大切である。」という意見について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合は全体の55.0%で、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した人の割合17.4%を大きく上回っています(図表 24)。これは、犯罪をした人を社会的孤立や排除の状態とすることは、再犯につながる可能性が高く、再犯防止のためには地域社会に受け入れることが必要であるとの考え方に一定の理解が得られているということだと考えられます。

一方で、立ち直りに協力したいと「思わない」「どちらかといえば思わない」と回答した人は30.7%となっており、その理由として犯罪をした人との関わり合いに対する不安感や協力内容の具体的なイメージができないという回答が多くなっています(図表 25、図表 26)。再犯防止のためには、このようなイメージを払拭し、身近にできる支援について広報を行っていく必要があります。

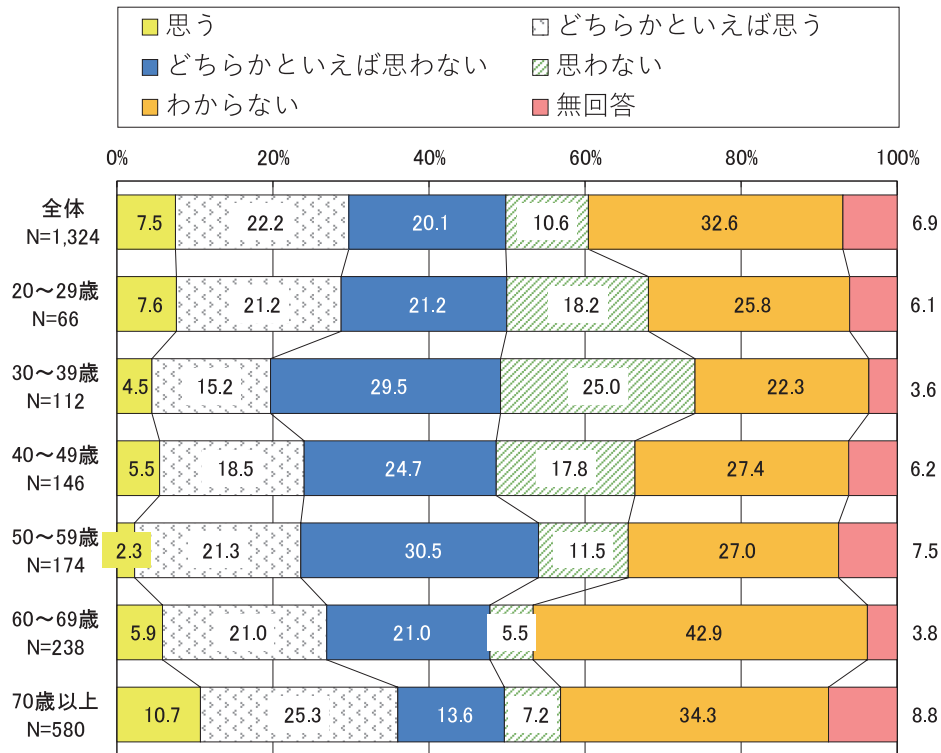
図表 24 『誰一人取り残さない』社会の実現が大切であるという意見についてどう思うか



資料：市民意識調査結果報告書(令和4年3月)

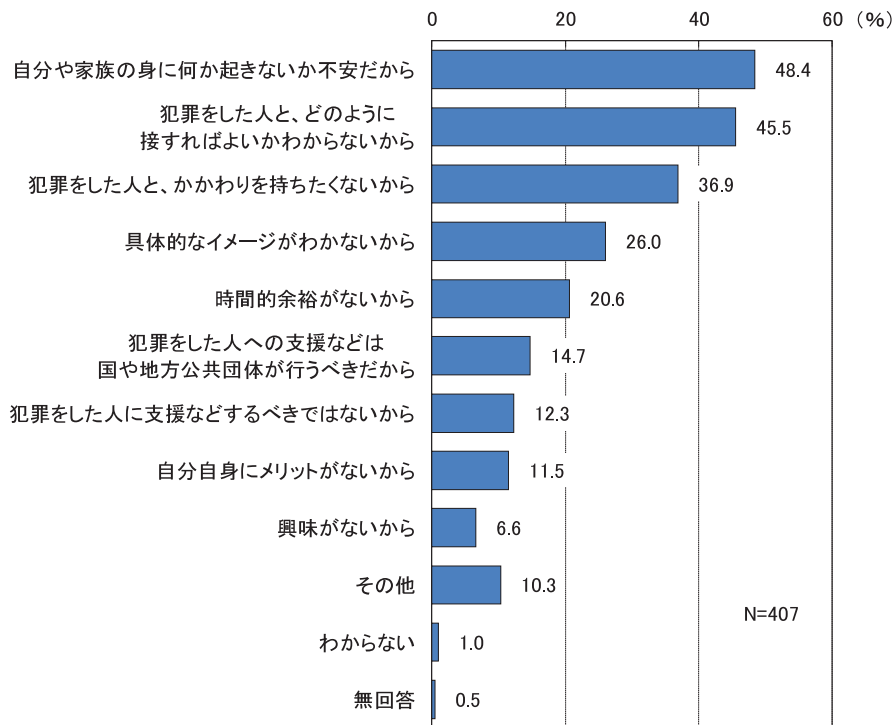


図表 25 犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うか

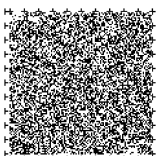


資料:市民意識調査結果報告書(令和4年3月)

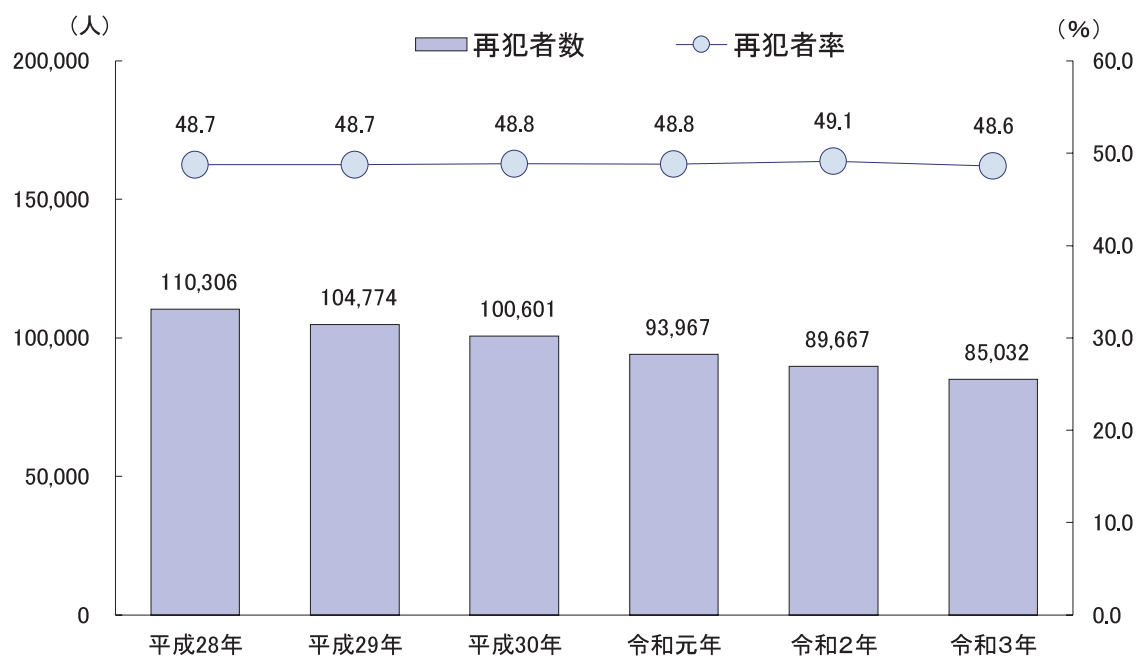
図表 26 犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思わない理由



資料:市民意識調査結果報告書(令和4年3月)

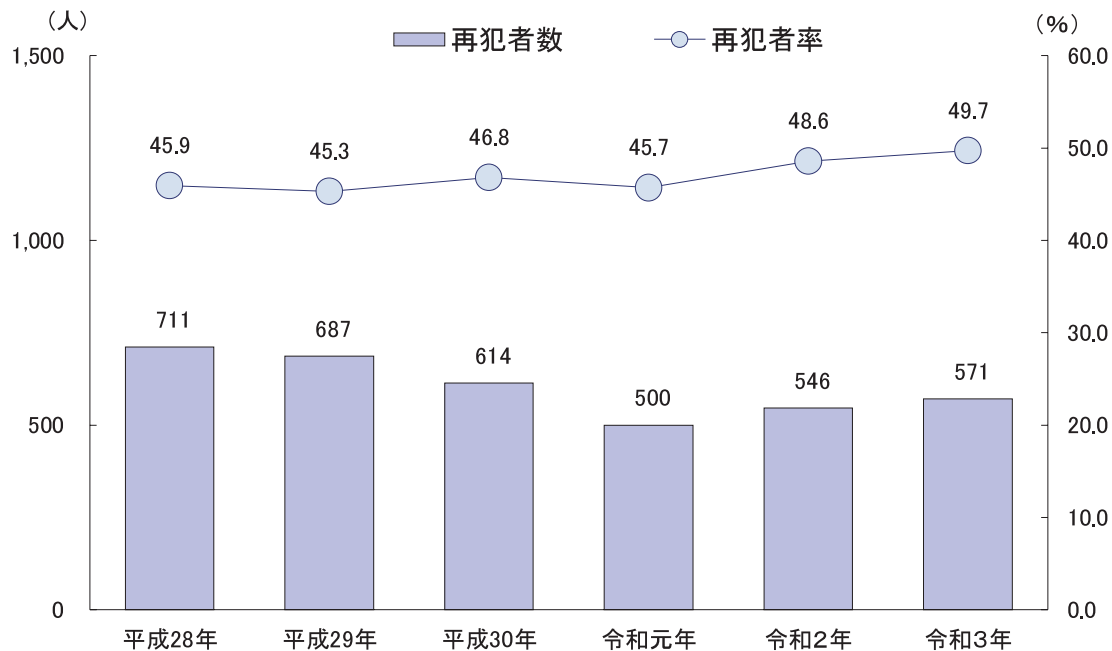


図表 27 全国の再犯者数及び再犯者率

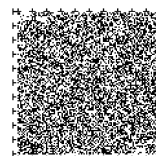


資料:法務省提供資料(各年12月末現在)

図表 28 大分県の再犯者数及び再犯者率



資料:法務省提供資料(各年12月末現在)



(2) 今後の取組

犯罪をした人の再犯を防止するために、社会復帰をするための支援に加えて、地域社会の受け入れ体制をつくることが重要です。

誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの一環として、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合うことで、地域住民が立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現を目指します。

本市では、国・県の再犯防止推進計画を踏まえ、4つの重点課題を掲げ、課題ごとの取組について施策を展開していきます。

重点課題 1	住居・就労の確保
重点課題 2	保健医療・福祉サービスの促進
重点課題 3	学校等と連携した修学支援及び非行の防止
重点課題 4	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

1. 住居・就労の確保

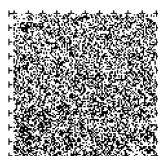
① 住居確保支援

犯罪をした人等の中には、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかったりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま出所する人がいます。刑事施設を満期で出所した人のうち約4割が適当な住居が確保されておらず、また、出所後の住居が確保されていない人はより再犯に至りやすいことが明らかとなっています。

適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上で最も重要であることから、対策を講じる必要があります。

【具体的な取り組み】

項目	取り組みの内容	担当課
市営住宅	住宅に困窮する方へ入居可能な情報提供を行います。	施設整備課
住宅確保要配慮者への対応	行政と居住支援法人が連携し、住宅確保が困難な要配慮者を支援するために住宅セーフティーネット制度の取組を推進します。	高齢者福祉課 施設整備課
住居確保給付金	経済的に困窮し、住宅を失った方又は失う可能性がある方に対し、住宅確保給付金を支給し、住宅確保と就労による自立に向けた支援を行います。	ひと・暮らし支援課



項目	取り組みの内容	担当課
生活困窮者自立支援制度	「自立相談支援センター」では、生活に困っている方からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行い、相談者の自立の促進を図る為の支援計画の作成及び関係機関との連絡調整を行います。	ひと・くらし支援課 (社会福祉協議会)

② 就労支援

刑務所に再び入所した人のうち約7割は再犯時に無職であると言われていています。また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍となっており、不安定な就労が再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっています。再犯防止に向けて就労を確保し生活基盤を安定させることが重要です。

【具体的な取り組み】

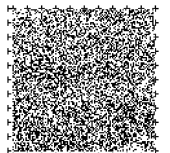
項目	取り組みの内容	担当課
生活困窮者自立支援制度における就労準備支援	「自立相談支援センター」では、就職が困難な方に対して、生活習慣の確立、社会参加能力の形成、就労体験などの支援を行うことにより、就労に従事する準備としての技法や知識の習得等を通じて、生活困窮者の自立の促進を図ります。	ひと・くらし支援課 (社会福祉協議会)
生活困窮者自立支援制度(再掲)	「自立相談支援センター」では、生活に困っている方からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行い、相談者の自立の促進を図る為の支援計画の作成及び関係機関との連絡調整を行います。	ひと・くらし支援課 (社会福祉協議会)
ジョブカフェにおける就労支援	別府商工会議所内に「ジョブカフェおおいた別府サテライト」を設置し、就職希望者に対して、就職に関する情報提供や職業適性判断、各種相談を行うことで、就労支援を行います。	産業政策課

2. 保健医療・福祉サービスの促進

① 高齢者又は障がい者への支援

国の推進計画では、高齢者(65歳以上の人)が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の人が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、知的障がいのある人についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。

高齢者や障がいのある人が出所後、適切な保健医療・福祉サービスを受けられるよう、相談受け入れ体制の充実を図ることが必要です。



【具体的な取り組み】

項目	取り組みの内容	担当課
高齢者に関する相談・支援	「地域包括支援センター」では、地域で暮らす高齢者がいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるよう、主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師などが中心になって支援を行います。	介護保険課
障がいのある人に関する相談・支援	「基幹相談支援センター」では、障がいのある人とその家族のための相談窓口として専門性の高いコーディネーターを配置し、障がいに関する総合的な相談に応じます。	障害福祉課
生活保護	病気やケガなどの理由で生活ができなくなった人に対し、自立できるまでの間、最低限度の生活を保障し、自立を援助します。	ひと・くらし支援課
子どもに関する相談・支援	「こども家庭センター」では、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子育ての困りや気がかりなこと、虐待について、専門の相談員が対応し、子どもが身心ともに健やかに育成されるような必要な情報提供や支援を行います。	こども家庭課

※「こども家庭センター」は令和5年4月に新たに設置されます。

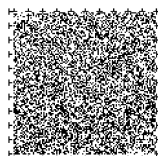
② 薬物依存者への支援

薬物事犯者は、犯罪をした人等であると同時に、薬物依存症の患者としての側面がある場合も多いことから、適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を促し、専門的治療・支援を提供できる保健・医療機関等の連携、支援者の人材育成、民間支援団体の活動支援等を通じて薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に行うことが重要です。

薬物などの依存症は、本人のみならず家族や周囲を巻き込み、大きな影響を与えることから、家族等が依存症に対する理解を深め、適切に対応するための情報提供や相談支援を充実していくことが必要です。

【具体的な取り組み】

項目	取り組みの内容	担当課
精神保健相談・支援	心の悩みや不安があるなど、心の健康に関する相談に応じ、関係機関と連携を図り、適切な支援を行います。	健康推進課



3. 学校等と連携した修学支援及び非行の防止

① 修学支援

全国の高等学校進学率は、98.8%で、ほとんどの人が高等学校へ進学する一方、少年院入所者の24.4%、入所受刑者の33.8%が、中学校卒業後に高等学校に進学していません。

また、非行等に至る過程や非行等を原因として、高等学校を中退する人も多く、少年院入所者の56.9%、入所受刑者の23.8%が高等学校を中退しています。こうした状況から修学支援の充実が必要です。

【具体的な取り組み】

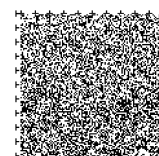
項目	取り組みの内容	担当課
就学援助制度	経済的な理由で就学が困難な場合、就学に必要な援助を行います。	学校教育課
奨学金制度	経済的な理由により学資の支払いが困難な生徒及び学生に対し資金を貸与又は贈与します。	学校教育課

② 非行の防止

将来を担う児童生徒の健全育成を図るためには、非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、非行少年等が退学等により居場所を失い、必要な支援から遠ざかってしまうことがないようにすることが重要です。

【具体的な取り組み】

項目	取り組みの内容	担当課
社会を明るくする運動の周知・啓発等	毎年7月の「社会を明るくする運動」の強調月間に地区社協を中心に各地区で様々な行事を行います。又、保護司会、更生保護女性会をはじめとする別府市「社会を明るくする運動」推進委員会(47)団体と連携し、取組を推進して行きます。	高齢者福祉課
社会を明るくする運動作文コンテスト	別府保護区保護司会と連携し、作文コンテストの応募について、小中学校に依頼します。児童、生徒が作文に取り組むことにより非行の防止を図ります。優秀者は、表彰及び朗読発表会を開催しています。	社会教育課



項目	取り組みの内容	担当課
青少年の健全育成について	「青少年問題協議会」では青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議します。	社会教育課
	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ります。	
	「青少年育成市民会議」では、17校(他)区の青少年育成協議会が、地域毎の活動を通して青少年を健全に育成していきます。	
	毎月第3日曜日は「家庭の日」、「大人が変われば子どもも変わる」の啓発活動などに取り組みます。	

4. 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

① 民間協力者の活動促進

再犯防止の取組を行っていく上で、保護司会、更生保護女性会をはじめとする民間協力者の協力が必要不可欠です。

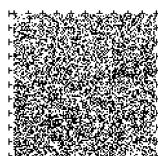
しかしながら少子高齢化など地域社会の変化により担い手の高齢化、人材不足等様々な問題があり、従前のようなボランティア活動が難しくなっています。そのため民間協力者等の活動促進のための支援、協力体制が必要です。

【具体的な取り組み】

項目	取り組みの内容	担当課
保護司会の活動支援	更生保護活動に取り組んでいる保護司会に対し補助金を交付し、活動を支援します。	高齢者福祉課
更生保護サポートセンターの提供	保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンターの場所を提供します。	高齢者福祉課

② 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」について取り組んできましたが、市民にまだ十分に認知されていない状況です。再犯防止の取組を推進していく上で市民の関心と理解を得るためには「社会を明るくする運動」の趣旨等を広く理解してもらう事が重要です。



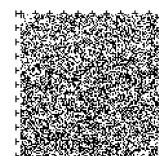
【具体的な取り組み】

項目	取り組みの内容	担当課
社会を明るくする運動の周知・啓発等(再掲)	毎年7月の「社会を明るくする運動」の強調月間に地区社協を中心に各地区で様々な行事を行います。又、保護司会、更生保護女性会をはじめとする別府市「社会を明るくする運動」推進委員会(47)団体と連携し、取組を推進して行きます。	高齢者福祉課
社会を明るくする運動作文コンテスト(再掲)	別府保護区保護司会と連携し、作文コンテストの応募について、小中学校に依頼します。児童、生徒が作文に取り組むことにより社会を明るくする運動についての周知、啓発を図ります。 優秀者は、表彰及び朗読発表会を開催しています。	社会教育課
人権に係る啓発活動	差別をなくす運動月間(毎年8月)及び人権週間(毎年12月4日～10日)期間中、「罪を償った人と人権」を含む様々な人権についての啓発を行います。	共生社会実現・部落差別解消推進課

【社会を明るくする運動の周知・啓発等】



毎年7月の「社会を明るくする運動」強調月間に合わせて啓発活動を行っています。
令和4年度は、別府駅にて広報物資を配付しました。





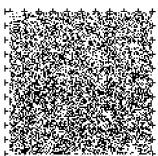
第6章 別府市成年後見制度利用促進基本計画（概要版）

1. 成年後見制度利用促進計画の必要な背景

成年後見制度は、知的障がいや精神障がいあるいは認知症などにより、判断能力が十分でない人の権利を守り、財産管理や生活・療養に必要な手続きなどを支援して本人を保護するものです。本人が安心して地域で生活するうえで重要な手段の一つですが、今後、高齢者人口の増加に伴い、障がいのある子をもつ親の高齢化や中・重度の支援の必要な高齢者の増加が予想され、成年後見制度への需要が増大するものと予測されています。

こうした状況を鑑み、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」を施行しました。国の動向を踏まえ、別府市においても障がい者や認知症高齢者の誰もが安心して暮らし続けることができるよう成年後見制度の利用の促進に努める必要があり、令和4年3月に、「第1期別府市成年後見制度利用促進基本計画」を単体で策定いたしました。計画年度は、令和4年度～令和8年度としています。

この計画は、社会福祉法の改正により、市民後見人等の育成や活動支援、権利擁護の在り方について、地域福祉計画を積極的に活用し、地域福祉として一体的に展開することが望ましいと示され、地域共生社会の一端を担うものであることから、本計画の次期策定より統合することも視野に入れて、本計画のこの章において、その概要を示すものです。



2. 現状と課題

【現状】

(1) 成年後見制度利用状況

成年後見制度は、判断能力が十分ではない人に対し、申し立てにより家庭裁判所が援助者を選任する「法定後見制度」と、将来、判断能力が低下する場合に備えて、本人があらかじめ援助者や援助内容を決めておく「任意後見制度」があります。「法定後見制度」は本人の判断能力の程度に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型があります。

《別府市の成年後見制度利用者数》 (人)

類型	対象	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法定後見		348	353	355	356
後見	判断能力が全くない人	296	303	301	297
保佐	判断能力が著しく不十分な人	41	39	39	45
補助	判断能力が不十分な人	11	11	15	14
任意後見		5	6	3	3

資料：大分家庭裁判所(各年度末現在)

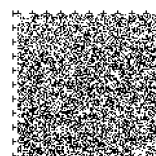
(2) 成年後見制度市長申立状況

法定後見制度の申し立ては、本人、配偶者のほか4親等内の親族から申し立てすることができますが、身寄りのいない人など、誰も申し立てのできる人がいない場合などは、市長が申し立てすることができます。

《別府市の市長申し立て 件数》 (人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
後見	4(1)	4(0)	6(0)	8(2)	9(2)	8(0)
保佐	1(0)	0(0)	2(0)	0(0)	6(2)	5(0)
補助	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)
合計	5(1)	5(0)	8(0)	8(2)	17(4)	13(0)

※()内の数値は、障がい事由とする申し立て件数の内数 [資料提供]別府市介護保険課、障害福祉課



(3) 日常生活自立支援事業（安心サポート）の利用状況

社会福祉協議会が、知的障がい者、精神障がい者や認知症高齢者等で、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行う事業です。

利用者数は、ここ数年増加してきており、令和2年12月に「別府市成年後見支援センター」を別府市社会福祉協議会内に設置し、同協議会に運営委託されたことによりさらに増加しています。

《日常生活自立支援事業利用者数》 (人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規	0	3	17	22	35	38
解約	9	8	5	11	11	14
利用者数 (年度末現在)	40	35	47	58	82	106

資料：別府市社会福祉協議会(各年度末現在)

(4) 市民後見人育成状況

急速な少子高齢化により専門職の後見人が不足することが危惧されています。そこで、弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献意欲が高い市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身につけた第三者後見人等になることを希望して家庭裁判所から選任される「市民後見人」の養成が必要となっています。

市民後見人が選任されるためには、中核機関における支援体制の確立が必要です。

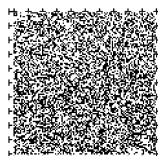
《市民後見人養成講座修了者数と登録者数》 (人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計
講座修了者	35	20	13	68
登録者	30	16	13	59

資料：別府市社会福祉協議会(各年度末現在)

(5) 別府市成年後見支援センター

別府市では、別府市社会福祉協議会に業務委託し、令和2年12月に「別府市成年後見支援センター」を設置し、地域連携ネットワークの中核機関として位置づけ、成年後見制度利用支援と促進に努めています。



【課題】

(1) 成年後見制度の周知と理解

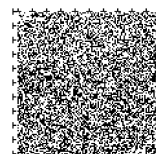
成年後見制度の利用が必要な人に対し、利用が円滑に進むためには支援にかかわる事業所等の協力は必須です。そのため制度の正しい知識と理解を深めるための継続的な事業所等への研修や情報提供と、一般市民に対しての制度そのものの周知・啓発が必要です。

(2) 相談窓口の周知

いざという時や将来の不安を感じた時に気軽に相談できる地域の身近な専門機関等が必要です。また、支援事業所においても、支援には困難を伴うことが多く、支援者が相談できる機関と専門機関と連携した相談支援体制が必要です。

(3) 人材確保・育成

今後の成年後見制度利用促進により、成年後見人などの需要が高まることが予想される一方で、専門職だけでは、その需要に応えるのが難しいと思われ、市民後見人の育成が欠かせません。市民後見人を支える相談体制の充実と誰もが安心・信頼できる人材の確保・育成が求められています。



3. 基本理念と基本目標

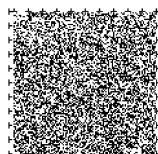
(1) 基本理念

一人ひとりの意思と尊厳が尊重され、自分らしく過ごせるまち べっぶ

本計画では、地域共生社会の実現に向けて、意思決定支援の理念が地域に浸透し、誰もが自分らしく安心して生活ができるよう、成年後見制度の利用促進を図るため、上記のとおり基本理念を定めます。

(2) 基本目標と施策の体系

基本理念	基本目標	施策
一人ひとりの意思と尊厳が尊重され、自分らしく過ごせるまち べっぶ	(1) 多様な主体による包括的・重層的な権利擁護支援体制の仕組みづくり	① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
		② 中核機関の整備・運営
		③ 適切な制度利用促進のための関係機関へ周知と連携
	(2) みんなの力で支えあう地域貢献の仕組みづくり	① 成年後見制度の普及啓発
		② 市民後見人の養成・活動支援
		③ 親族後見人への支援強化
		④ 法人後見の確保・育成
	(3) みんなが安心して成年後見制度を利用できる仕組みづくり	① 相談・対応体制の充実
		② 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携
		③ 任意後見・補助・保佐の利用促進
		④ 市長申し立てと成年後見制度利用支援



4. 今後の取り組み

(基本目標 1) 多様な主体による包括的・重層的な権利擁護支援体制の仕組みづくり

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

判断能力が不十分な人を発見して早期の段階から相談対応を行い、本人の意思を尊重した権利擁護支援につなげるために、市民後見人等地域住民の参画を得ながら、法律・医療・福祉の専門職団体、相談支援機関、地域の関係団体と社会福祉協議会、市などが情報や知識を提供・共有し連携するネットワークを構築します。

また、地域共生社会実現のための包括的な支援体制や、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存の仕組み、地域福祉の推進などと有機的な連携を図ります。

(2) 中核機関の整備・運営

地域連携ネットワークを整備し、適切に協議会等を運営していくために、その中核となる機関が必要になります。中核機関は、様々な事例に対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との調整・コーディネートをしていかねばならず、地域における連携や対応強化を推進する大きな役割を担います。

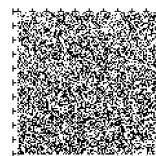
別府市においては、令和2年12月、別府市社会福祉協議会に「別府市成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度を必要とするすべての人が制度の利用につながるよう、地域連携ネットワークの中核機関として位置づけました。今後も市と別府市成年後見支援センターと連携し、運営の促進に努めます。

(3) 適切な制度利用促進のための関係機関へ周知と連携

権利擁護支援が必要な人へ適切な成年後見制度利用支援を促進するためには、日常的に障がい者や高齢者と接する機会の多い福祉・医療関係者の意識醸成が必要です。

また、制度利用にあたっては、利用者本人の意思決定支援を踏まえ、成年後見人等や各支援者それぞれの役割を互いに理解し、チームとして関わる必要があります。

そのためには、福祉・医療の関係機関、市関係部署、障がい者のための相談支援事業所など、高齢者のための地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などの職員を対象に、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの正しい理解を深めるための研修の実施や日々の相互の関わりから連携強化に努めます。



制度利用促進にかかる課題(入院や入所の身元保証等)など、協議会等により検討・調整・解決に努めます。

民生委員等、地域で支援が必要な人に関わる機会の多い方々には、制度説明の機会を設け、後援会などへの積極的な参加を促すなどの周知に努めます。

(基本目標2) みんなの力で支えあう地域貢献の仕組みづくり

(1) 成年後見制度の普及啓発

市民に対し、制度の周知啓発が図られるよう、広報誌、パンフレット、ホームページ等での情報発信や市民向けの講演会の開催により、幅広く広報・啓発活動を行います。また、制度の適切な周知や普及に不可欠である保健・介護・福祉サービスの専門職や事業所等に対し、必要とする市民に支援が行われるよう成年後見制度の研修を行うなど、啓発強化に努めます。

(2) 市民後見人の養成・活動支援

成年後見制度の利用を必要とする人の増加が見込まれる一方で、専門職後見人の不足に対処するため、市民後見人の積極的な活用が可能となるよう人材育成に努めます。

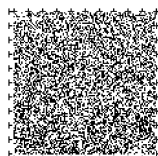
(3) 親族後見人への支援強化

親族後見人に対し、相談対応を行うとともに、制度に対する情報提供や講演会、研修会等の案内などにより孤立や不安を解消し、安心して後見等業務に取り組むことができるように支援します。

親族後見人が制度の理解を深めるとともに、孤立することなく日常的に相談等を受けられる体制の整備に努め、後見活動を支援します。

(4) 法人後見の確保・育成

法人後見活動は公共性や継続性が高く、長期にわたる利用者への支援が可能であり、関係機関との連携調整も図りやすい長所があります。とりわけ、社会福祉協議会は、身寄りのない方や低所得者の方等の成年後見等の担い手となっているほか、法人後見活動のもとで市民後見人養成講座修了者が支援員として活躍する場ともなっています。今後複雑な事情を抱えた事例の法人後見受任ニーズの増加も予想される中で、社会福祉協議会をはじめ関係機関と連携し、市民が安心して成年後見制度を利用できるよう、法人後見実施団体の確保・機能充実について支援していきます。



(基本目標3) みんなが安心して成年後見制度を利用できる仕組みづくり

(1) 相談・対応体制の充実

中核機関において、日常生活自立支援事業の利用から任意後見制度や保佐、補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について早期の段階から相談できる体制整備に努めます。また、適切な権利擁護支援に結び付けるため、障がい者相談支援事業所や地域包括支援センター等の既存の相談支援機関との連携強化を図ります。

(2) 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携

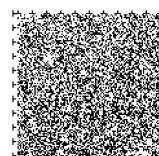
社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業利用者の中には、認知機能の低下が進行するなどにより、成年後見制度への転換が望ましい事例が見受けられます。社会福祉協議会をはじめ関係機関が連携し、利用者の意思決定支援を行い、意思決定支援により得られる利用者の意思や状態の変化に応じて、保佐、補助類型の利用を含め、円滑に後見制度への移行が図られるよう実施体制の強化について支援していきます。

(3) 任意後見・補助・保佐の利用促進

「親亡きあと」問題を抱える障がい者や身寄りがない高齢者が増加する中で、本人の自由意志による選択可能な任意後見制度や、本人の意思決定を尊重した法定後見制度の保佐、補助類型の利用について、成年後見制度の理解を図っていくことも重要です。

このため任意後見制度や法定後見制度の保佐、補助類型の周知を図り、本人の支援を反映しながら本人の生活実態に応じた成年後見制度の利用を進めるため、社会福祉協議会を含む適切な制度の担い手の育成と相談対応力の強化を図ります。

一方で、受任調整や移行型である任意後見制度利用者への適切な発効に対するフォロー等の課題については、関係機関と連携を図りながら検討していきます。



(4) 市長申し立てと成年後見制度利用支援

成年後見制度には、将来の判断能力の低下に備える「任意後見制度」と、判断能力が不十分な人を支援する「法定後見制度」の2種類があります。

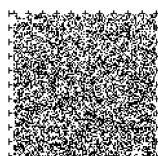
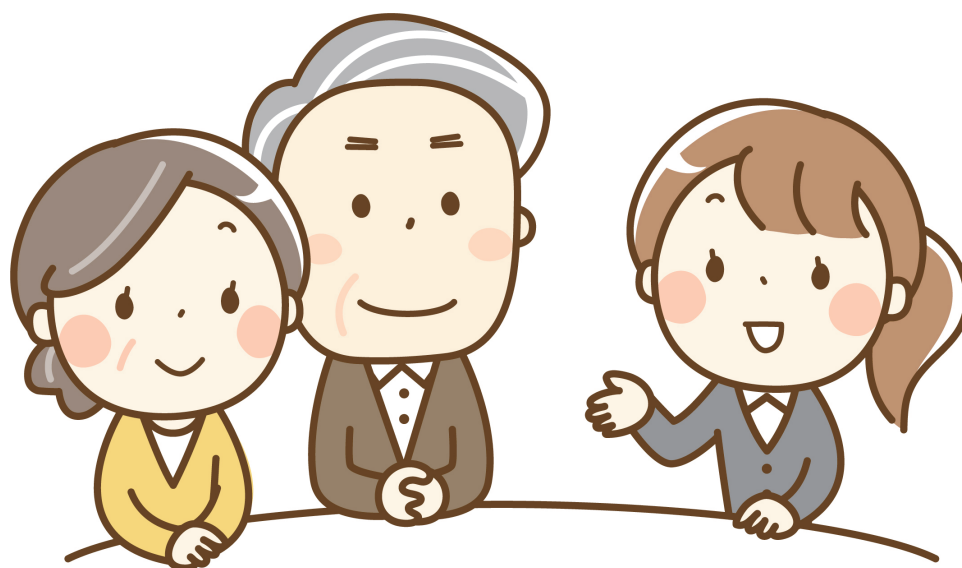
別府市では、法定後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難である場合や、身近に申し立てる親族がいない場合などに、市長申し立てによる審判の請求を行うことができます。

また、市長申し立てによる経費助成のほか、本人や親族による申し立ての場合の申立費用や成年後見人等の報酬を負担することができないなどの理由により、制度を利用できない人に対し、別府市成年後見制度利用支援事業において、申し立て支援や助成等を行っています。

市長申し立てや報酬助成に関する相談は、増加傾向にあり、別府市成年後見支援センターと連携を図りながら、支援を行っています。

《市長申し立てによる審判請求を行う法的根拠》

(1)知的障害を事由とするもの	→ 知的障害者福祉法第28条
(2)精神障害を事由とするもの	→ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2
(3)高齢を事由とするもの	→ 老人福祉法第32条



第7章 計画の推進に向けて

1. 関係機関等との連携・協働

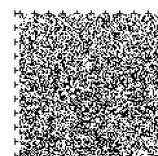
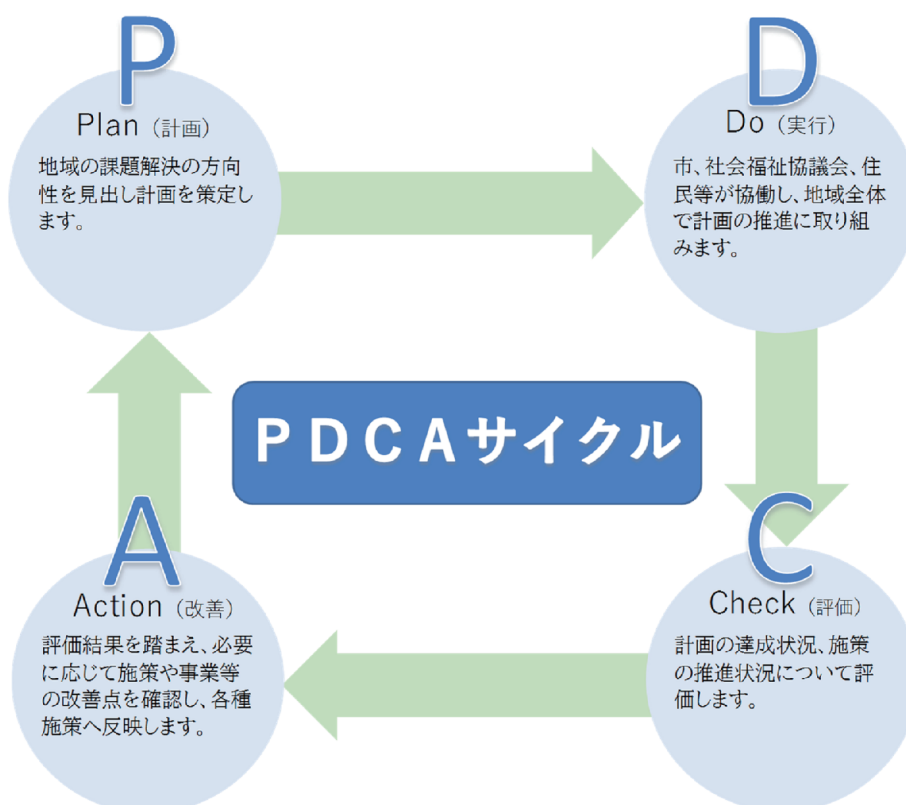
地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、生活にかかわる様々な事業所、団体が地域福祉の重要な担い手となります。

この計画を進めていくにあたっては、市民、地域、市、社会福祉協議会が様々な団体と連携し、ともに協力しあい、地域福祉の充実のためそれぞれの事業に取り組んでいきます。

2. 計画の進捗管理

計画は策定して終わりではなく、計画期間が終了するまで、着実に継続的に進捗管理を行うことが重要です。毎年度ごとに、各事業の進捗管理を実施し、その結果を公表すること、併せて改善点を明らかにして、次年度の施策に活かすことで、PDCAサイクルによる着実な実行を努めます。

【PDCAサイクル】



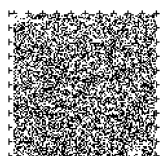
第8章 福祉関係団体アンケート調査結果

1. 福祉関係団体アンケート調査の概要

「第2期別府市地域福祉計画・第3次別府市地域福祉活動計画」の策定にあたり、地域で活動している各種団体からアンケート調査票を通じて広く意見を聴取しました。

13団体、51箇所に調査票を配布し、各団体から合計で42件と多くの回答をいただきました。

対象団体	13団体
依頼件数	51件
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和4年11月9日～令和4年11月25日
回収数	42件
回収率	82.4%



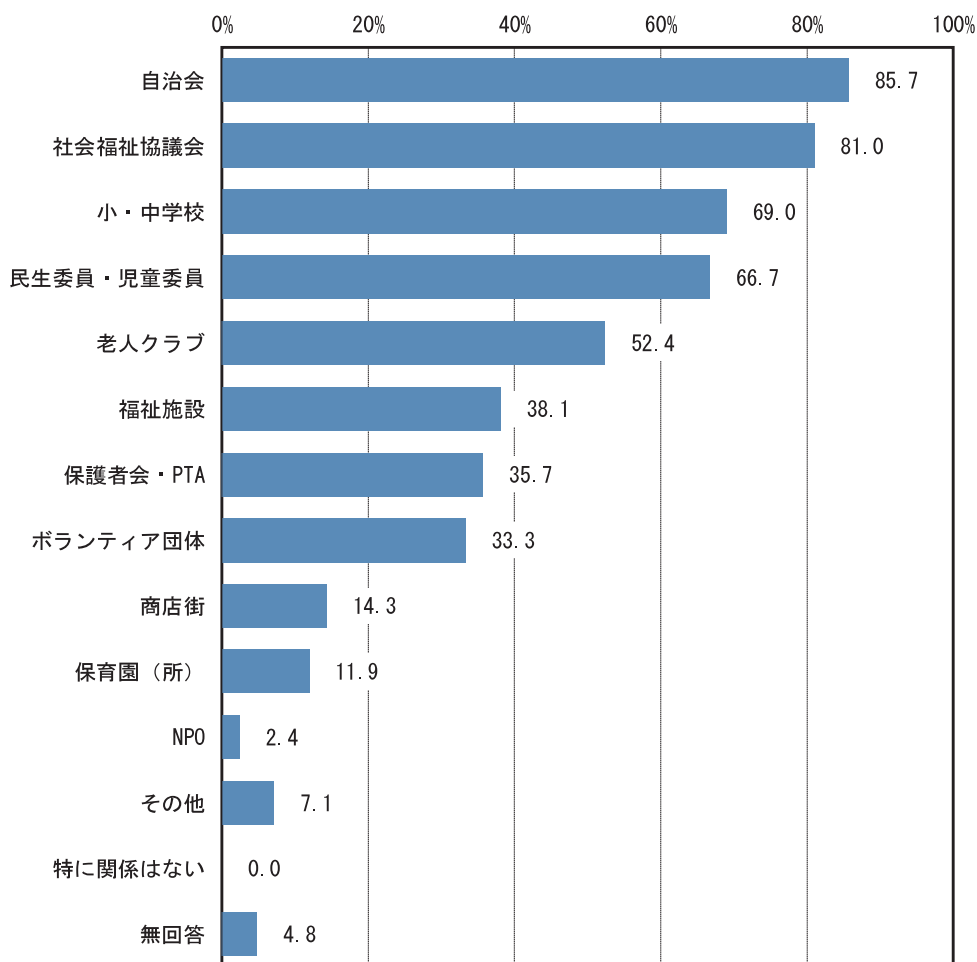
2. 調査結果の概要

(1) 交流や連携、協力関係について

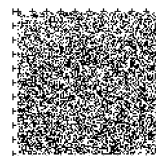
各活動を行う上で協力関係が深い「自治会」や「社会福祉協議会」

- 貴団体では、活動を行う上で他の団体や機関等との交流や連携、協力関係がありますかと尋ねたところ、「自治会」と回答した人の割合が最も高く、85.7%となっています。次いで、「社会福祉協議会」(81.0%)、「小・中学校」(69.0%)と続いています。
- 「特に関係はない」との回答は0.0%となっており、各団体それぞれが、関係機関と様々な連携や協力を行いながら日々の活動を行っていることが分かります。

図表 29 活動を行う上で他の団体や機関等との交流や連携、協力関係があるか



計：42件

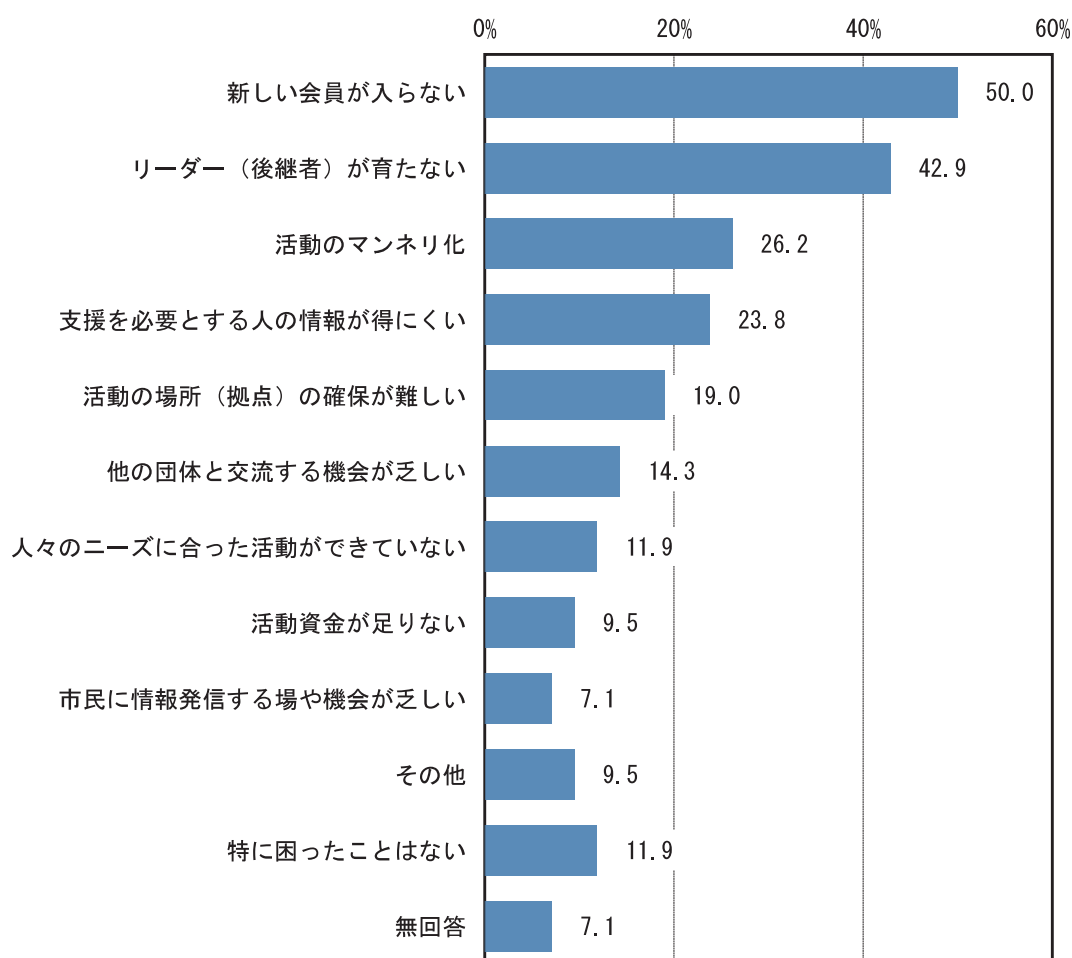


(2) 活動を行う上での困り事

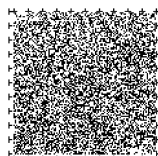
人材に関わる困りごとが目立つ傾向あり

- 貴団体及び会員等が活動を行う上で困っていることはどのようなことですかと尋ねたところ、「新しい会員が入らない」と回答した人の割合が最も高く、50.0%となっています。次いで、「リーダー(後継者)が育たない」(42.9%)、「活動のマンネリ化」(26.2%)と続いています。
- 団体が市や社会福祉協議会に望むこととして、「民生委員の存在、仕事内容等のPRをしてもらいたい」や「ボランティア人材発掘に協力してほしい」等についての意見も挙げられています。

図表 30 活動を行う上での困り事



計：42件

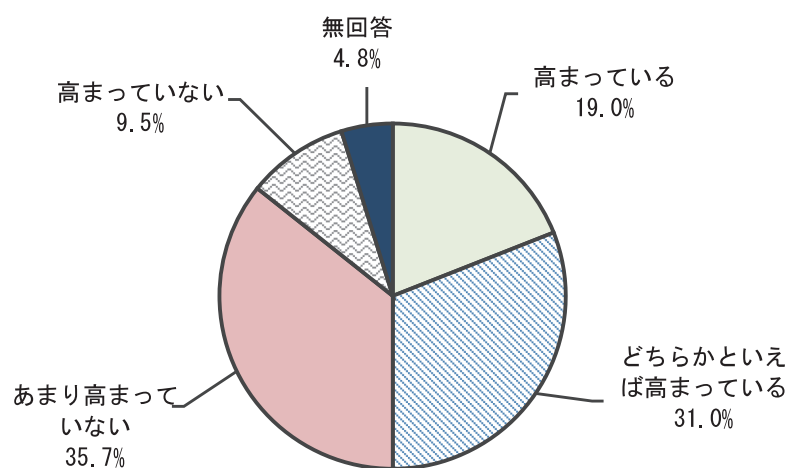


(3) 福祉に対する意識

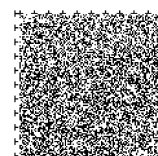
福祉に対する意識は50.0%が「高まっている」と回答

- 活動する中で、地域における福祉に対する意識は高まっていると感じますかと尋ねたところ、「高まっている」「どちらかといえば高まっている」と回答した人の割合は50.0%となっています。一方、「あまり高まっていない」「高まっていない」と回答した人の割合は45.2%となっています。
- 高まっていると思う理由としては、「行事の実施にあたり自治会、PTA(婦人会)、民生委員、老人会の協力が大であり年毎に高まっている」や「コロナ禍でそれぞれの活動が休止、延期することは多いが、コロナ禍でもできる活動の工夫を凝らして行っており、その活動が活性化しているため」「社会を明るくする運動は17地区で開催されている。このことは県下でも別府だけでなく、その効果は大きいと思う」等の意見がありました。
- 高まっていないと思う理由としては、「地域の活動に参加する人が少ない」「社会情勢が大きく変化しないかぎり、高まりはしないと思う」等の意見がありました。

図表 31 地域における福祉に対する意識は高まっていると感じるか



計：42件



資料編

1. 別府市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく別府市地域福祉計画及び社会福祉協議会の別府市地域福祉活動計画(以下「計画」という。)を策定し、策定した計画の進捗管理を行うため、別府市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に係る意見及び助言に関すること。
- (2) 計画の進捗管理に係る意見及び助言に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域・福祉活動を行う者又は地域・福祉活動を行う団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期等)

第5条 委員の任期は、5年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

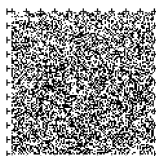
3 委員は、再任されることができる。

(謝礼)

第6条 委員には、謝礼金を予算の範囲内で支払うものとする。

2 前項の謝礼金の金額は、日額4,900円とする。

(会議)



第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会に関する事務は、高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年3月19日別府市告示第89号)

この要綱は、別府市役所事務分掌条例の一部を改正する条例(令和元年別府市条例第45号)の施行の日から施行する。

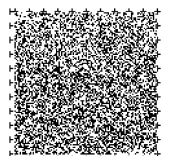
附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(任期の特例)

2 第5条の規定に関わらず、この要綱の施行後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、令和10年3月31日までとする。



2. 「別府市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定」庁内会議設置要領

(設置)

第1条 この業務は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づき、地域福祉の推進を図るため、本市総合計画、他の福祉関係計画及び大分県地域福祉基本計画との整合性を図りながら、要援護者の支援方策、生活困窮者自立支援方策、障害者差別解消法の趣旨を盛り込み、地域における福祉サービスの利用や地域福祉活動への住民参加をはじめとする基礎調査の実施、課題の抽出、地域福祉の向上性の検討などを実施することを目的とする、別府市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定庁内会議(以下「庁内会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、別府市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会設置要綱(令和4年別府市告示第309号)第1条に規定する別府市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会の意見及び助言等について、実務的な検討等を行う。

(構成員)

第3条 庁内会議は、会長、副会長及び会員で構成する。

2 会長は、市民福祉部長をもって充てる。

3 副会長は、1人とし、会員の互選により定める。

4 会員は、別表に定める課等の所属長が当該課等の職員のうちから指名する者をもって充てる。

5 会長は、庁内会議を代表し、その事務を掌理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第4条 会長は、庁内会議を招集し、その議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

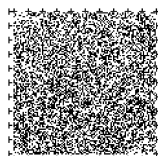
第5条 庁内会議に関する事務は、市民福祉部高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

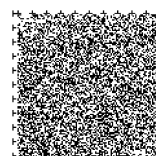
附 則

この要領は、令和4年7月8日から施行する。



別表(第3条関係)

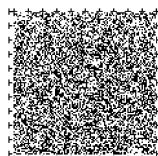
部課等
市民福祉部長
いきいき健幸部長
市長公室長兼自治連携課長
市民福祉部次長兼こども家庭室長
市民福祉部高齢者福祉課長
市民福祉部障害福祉課長
市民福祉部子育て支援課長
市民福祉部ひと・暮らし支援課長
いきいき健幸部介護保険課長
いきいき健幸部健康推進課長
別府市社会福祉協議会事務局長



3. 別府市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会委員名簿

	氏名	役職等	区分
1	三好 禎之	大分大学福祉健康科学部准教授	有識者
2	花山 宣昭	別府市老人クラブ連合会会長	福祉活動団体 (高齢者福祉分野)
3	河野 龍児	別府市身体障害者福祉団体協議会副会長	福祉活動団体 (障害福祉分野)
4	松永 忠	社会福祉法人別府光の園施設長	福祉活動団体 (児童福祉分野)
5	常富 亘人	一般社団法人別府市医師会副会長	医療団体
6	梅木 政喜	別府市自治委員会監事	地域活動団体
7	高橋 洋明	別府市民生委員児童委員協議会会長	福祉活動団体
8	釜堀 秀樹	別府市社会福祉協議会常務理事	福祉活動団体
9	竹田 明	別府市地区社協連絡協議会会長	福祉活動団体
10	村橋 公子	別府市福祉協力員連絡協議会会長	福祉活動団体
11	宮脇 命人	別府市民間社会福祉施設連絡会会長	福祉活動団体
12	堀 順	別府市ボランティア連絡協議会会長	福祉活動団体
13	田辺 裕	別府市市民福祉部長	行政関係
14	中島 靖彦	別府市いきいき健幸部長	行政関係

(※順不同 敬称略)



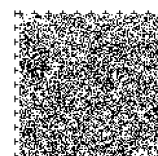
4. 会議等開催記録

(1) 別府市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会

	開催日	内容
第1回	令和4年8月26日	【議事】 (1)地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要について (2)第1期別府市地域福祉計画・第2次別府市地域福祉活動計画のふり返しについて (3)アンケート結果(令和3年度実施)について (4)計画の体系について
第2回	令和4年10月25日	【議事】 (1)地域ワークショップ(報告)について (2)福祉関係団体アンケート調査について (3)計画骨子(案)について
第3回	令和4年12月20日	【議事】 (1)福祉関係団体などアンケート調査(報告)について (2)計画骨子案について
第4回	令和5年2月17日	【議事】 (1)地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)について (2)概要版・お知らせ版について (3)その他について

(2) 別府市地域福祉計画策定庁内会議

	開催日	内容
第1回	令和4年8月16日	【議事】 (1)本会議の概要について (2)第1期別府市地域福祉計画の振り返りについて (3)アンケート結果(令和3年度実施)について (4)計画の体系について
第2回	令和4年10月14日	【議事】 (1)地域ワークショップ(報告)について (2)福祉関係団体アンケート調査について (3)庁内ヒアリングシートについて (4)計画骨子(案)について
第3回	令和4年12月15日	【議事】 (1)福祉関係団体などアンケート調査について(報告) (2)計画骨子(案)について
第4回	令和5年2月10日	【議事】 (1)地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)について (2)概要版・お知らせ版について (3)その他について



5. 用語解説

[あ行]

SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)

Social Networking Service の略で、Web 上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。プロフィールや写真の公開、メッセージの送受信、友達検索などの機能がある。個人だけではなく、企業も販売促進やマーケティングの手法として活用している。

(例):「LINE(ライン)」、「Facebook(フェイスブック)」、「Instagram(インスタグラム)」等。

NPO(非営利団体)

Not-for-Profit Organization の略で、民間非営利組織のこと。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称で、さまざまな分野において社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

[か行]

権利擁護

福祉サービス利用者の持つ権利性を明確にしていくと共に、権利侵害の予防、防止、侵害された権利の救済、解決を支援する活動。

[さ行]

自主防災組織

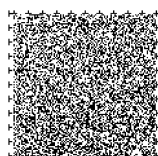
「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。

社会資源

福祉的ニーズを充足させるために活用される個人、集団や施設、機関だけでなく、資金、法律、知識なども含めた総称。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度のこと。



[た行]

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

[な行]

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業。

ネットワーク

社会福祉の領域では、人間関係のつながりの意味で用いることが多く、具体的には、地域における住民同士の情報交換や交流、団体との連携など複数のつながりを指すもの。

[は行]

パブリックコメント

市が行なう重要な政策、条例、計画等の策定に当たり、その目的や内容等を広く市民に公表し、市民から出された意見を考慮して意思決定をするとともに、市民からの意見に対する市の考え方を明らかにする一連の手続きのこと。

避難行動要支援者

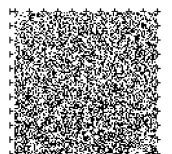
必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人のこと。

福祉教育

社会福祉問題を学習テーマにしたり、福祉の活動体験などを行ったりすることで、お互いが共感できる心を育み、また、人と人との関わりについて考えるきっかけとなることを目指した教育のこと。

福祉避難所

要配慮者（主として高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のための避難所のこと。



ボランティア

自分の本来の仕事や営業とは別に、自発的に地域や社会のために時間や労力、知識、技能等を提供する活動。

[ま行]

民生委員・児童委員

地域における身近な相談相手。住民が生活上の悩みを抱え、誰かに相談したいときや、社会福祉の制度を利用したいときなど、常に住民の立場に立って相談を受ける人のこと。民生委員法、児童福祉法に基づき各市町村に設置され、厚生労働大臣より委嘱が行われる。

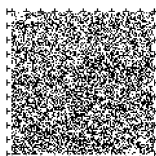
[や行]

ヤングケアラー

法令上の定義はないが、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている、18歳未満の子どもをいう。

要介護等認定者

介護保険制度における要介護又は要支援の認定を受けた人。



第2期別府市地域福祉計画・ 第3次別府市地域福祉活動計画

令和5年3月

編集・発行

別府市 市民福祉部 高齢者福祉課

〒874-8511

大分県別府市上野口町1番15号

電話：0977-21-1003

FAX：0977-22-2366

Mail：wep-hw@city.beppu.lg.jp

URL：https://www.city.beppu.oita.jp

社会福祉法人 別府市社会福祉協議会

〒874-0908

大分県別府市上田の湯町15番40号

電話：0977-26-6070

FAX：0977-26-6620

Mail：b-shakyo@ctb.ne.jp

URL：https://beppu-shakyo.or.jp/

